報告第11号

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、 公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和元年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業報告書・決算書

自平成31年4月1日

至令和2年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

目 次

| 令和元年度 | 事業報行 | 告書 |
|-------|------|----|
|-------|------|----|

| はじめに | | 1 |
|--------------------------|-----|---|
| 事業の概要 | | 2 |
| 事業実績 | | 4 |
| 事業報告の附属明細書 | 2 | 2 |
| 参考資料 | 2 | 3 |
| 令和元年度理事会・評議員会開催状況 | | |
| 理事会開催状況 | 2 | 9 |
| 公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団役員名簿 | 3 | 0 |
| 評議員会開催状況 | 3 | 1 |
| 公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団評議員名簿 | 3 | 2 |
| 令和元年度決算書 | | |
| 貸借対照表 | 3 | 3 |
| 正味財産増減計算書 | 3 | 7 |
| 正味財産増減計算書内訳表 | 4 | 1 |
| 財務諸表に対する注記 | 4 | 5 |
| 附属明細書 | 4 | 9 |
| 財産目録 | - 5 | 3 |
| 令和元年度監査報告書 | 5 | 7 |
| 公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款 | 5 | 9 |

令和元年度

事 業 報 告 書

はじめに

令和元年6月時点での全国の民間企業における障害者雇用者数と雇用率は、いずれも過去最高を記録した。雇用者総数は56万人を超え、実雇用率は2.11%(前年比0.06ポイント増)となった。障害種別構成比でみると、身体障害者が63.2%、知的障害者が22.9%、精神障害者が13.9%である。前年比伸び率が全体で4.8%の伸びとなる中、精神障害者については15.9%増となり昨年に引き続き他の障害者に比べて高い伸びを示している。

このような状況を後押しする障害者雇用制度の動向をみると、障害者雇用促進法では、 平成30年4月に精神障害者が雇用義務の対象となり民間企業の法定雇用率が2.2%に 引上げられ、令和3年4月までに、さらに2.3%へ引き上げられることになっている。 また、令和2年4月からは、週20時間未満の短時間就労雇用に対する支援制度が新設さ れる。障害者総合支援法では、平成30年から就労定着支援事業が実施されるなど、障害 者雇用をめぐる制度環境は一層充実してきている。

こうした中、当事業団は、前年度に策定した「ワークサポート杉並・事業推進プラン」(2019~2023年度)の実施1年目となる令和元年度、各事業に意欲的に取り組んだ。当該年度を振り返ると、杉並区から受託した「区市町村障害者就労支援事業」においては、新規登録者が131人と前年度比で28.4%増加するとともに、新規就職者が81人を数え、前年度比で28.6%増加した。年度末現在の就労者は652人で前年度より62人の増加となり、支援ニーズの顕著な増大が見られた。障害別にみると、精神障害者の占める割合が引き続き高くなっており、新規登録者の50%、新規就職者の66.7%、離職者の61.4%となっている。また、就職前・就職後の場合別でみると、相談支援件数11,017件のうち、就職後の方を対象としたものが65.1%を占め、新規登録者のうちでは、就労中又は就職内定により職場定着支援を希望する方が44.3%で、人数では前年度より20人増加して58人となった。

一方、障害者総合支援法に基づく「就労移行支援事業」では、月別利用者数の合計人数は164人で前年度比23.3%の増加となり、就職者数は10名で前年度と同数、就職率は90.9%、定着率は80%と高水準を維持した。当事業では、事業団独自の生活スキル向上プログラムの新規実施などに取り組んだ。

そのほかの取り組みとして、各種セミナーの開催、余暇支援事業の実施、雇用支援ネットワーク会議の運営等がある。いずれの事業も、関係支援機関と連携し、その協力を得て円滑に実施することができた。その一方で、令和2年2月以降は、新型コロナウィルスの影響に伴い事業を縮小、中止、延期するなど、予想外の事態によって事業運営に支障をきたす場面があった。

事業の概要

1 事業の構成

| | 定款第4条に定める事業 | 実施事業 (公益目的事業 1) |
|-----|---------------------------------------|----------------------------------|
| 第1号 | 就労支援及びこれに伴う日常生活又は社 会生活上の支援 | |
| 第2号 | 事業主に対する雇用管理上の相談助言 | 主として(2) 区市町村障害者就労支援事業 |
| 第3号 | 関係情報の提供及び普及啓発 | 【受託事業】 |
| 第4号 | 地域における人材育成等、障害者就労支 援の体制基盤づくりに関する支援 | |
| 第5号 | 障害者総合支援法に基づく障害福祉サー ビス事業 | 就労移行支援事業(就労定着支援事業を含む。) 【訓練事業】 |

- 1 平成25年4月1日より東京都から公益法人認定を受けて公益目的事業として実施している。
- 2 訓練事業においても、必要に応じて又は受託事業と連携して、第1号~第4号に相当する業務を実施している。

2 実施事業

(1)区市町村障害者就労支援事業【受託事業】

東京都の補助事業「区市町村障害者就労支援事業」の実施のために杉並区が定める「杉並区障害者就労支援センター事業実施要綱」に基づいて、区からの事業委託を受けて実施している。

・受託契約「杉並区障害者就労支援センター事業運営委託」

(2)就労移行支援事業【訓練事業】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業で、東京都から事業者指定を受けて実施している。当事業は、利用実績に応じて給付される訓練等給付金を主たる財源として独立採算的に運営している。

| サービスの種類 | 指定年月日 | 設置者 | 事業所名 |
|----------|------------------|----------------------|---------|
| 就労移行支援事業 | 平成 24 年 4 月 1 日 | 公益財団法人杉並 区障害者雇用支援 | 杉並区障害者雇 |
| 就労定着支援事業 | 平成 30 年 10 月 1 日 | 事業団 | 用支援センター |

3 推進プラン

事業団の5か年の事業計画として、「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019~2023年度」を平成30年度に策定した。推進プランは、障害者雇用の情勢や区の計画との整合を図りつつ、前「推進プラン」を改定したもので、プラン期間中の事業の方向性と各事業項目(新規11項目、継続・拡充10項目、合計21事業項目)の年次プランを示し、2023年度(令和5年度)までの達成指標と数値目標を掲げている。

- ・推進プラン事業体系表 (P16 参照)
- ・推進プランの達成指標 (P17参照)

4 事業団の職員構成

(単位:人)

| | 受託事業 | 訓練事業 | 法人管理 | 合計 |
|------------------|------|------|------|-----|
| 事務局長(常 務理事兼任) | | | 1 | 1 |
| 常勤職員 | 4 | 2 | | 6 |
| 嘱託員 | 6 | 3 | 1 | 1 0 |
| ハ° ートタイマー | 2 | 1 | | 3 |
| 区派遣職員 | | | 2 | 2 |
| 合計 | 1 2 | 6 | 4 | 2 2 |

人数は事業年度における定数

事業実績

1 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援 (第1号事業)

(1)就労相談

相談・支援

就職を希望する者及び現に就労している者に対し、就労に関する情報の提供を進め、日常生活面を含めた職業生活を送るための幅広い相談業務を実施した。一方で、就労準備の前段階として区内福祉施設等の利用が望ましい方には、施設情報などを利用者のニーズに応じて提供した。当該年度の相談支援件数は、前年度より87件、0.8%増加した。相談方法別でみると電話等の相談が212件、3.0%増加し、就職時期別では就職前の相談が306件、8.6%増加した。

()は前年度実績、以下同じ

相談・支援件数 11,017件 (10,930件) 【推進 P 指標】

| 方法別内訳 | 電話等 | 7,387件 | (7,175件) |
|---------|--------|-------------|----------|
| | 来所 | 1,309件 | (1,301件) |
| | 訪問等 | 2,321件 | (2,454件) |
| 対象者別内訳 | 利用者・家族 | 8 , 7 9 2件 | (8,644件) |
| | 企業・事業所 | 2 , 2 2 5 件 | (2,286件) |
| 就職時期別内訳 | 就職前 | 3 , 8 4 6件 | (3,540件) |
| | 就職後 | 7 , 1 7 1件 | (7,390件) |

相談時間帯の拡大【新規:推進】

定着支援の利用者増加に対応するため相談時間を、令和元年6月より週2回、19時まで延長して相談体制の充実を図った。

平日夜間相談 合計 83回 延べ 268件 平均 3.2件/回

求人情報検索サービスの提供【新規:推進】

ハローワーク求人情報提供サービスが利用できるように準備を進めていたところ、令和元年にパソコンのOS入れ換え、同2年1月からは厚労省のシステム変更に伴い、新たにアプリケーションの再導入から始めることになり、利用に向けて現在、再び準備を進めている。

(2)利用者に対する就労・生活支援

在宅や福祉施設に在籍する就労希望の障害者、就業していて定着支援あるいは転職 を希望する障害者などを対象に、就労面及び生活面にわたる支援を、ハローワーク、 企業、各支援機関、保健センター等と連携して実施した。

就職準備・就職活動支援

利用登録を経て、就労準備の理解、求職者登録及び求人検索、体験実習の実施や委託訓練の申込み、応募書類作成の助言、面接同行、雇用契約等にかかる就職までの支援を関係機関等と連携しながら実施した。

- ・当該年度の新規登録者は4年連続で100名を超え131名となった。事業団の 支援による新規就職者は、前年度より18名増加し81名となり、就労・雇用支援 業務を開始以来、いずれも過去最高を記録した。
- ・年度末累計登録者数は対前年度比11.8%増となった。年度末累積登録者のうち 就労者の占める割合は56.6%となっている。

登録者数

当該年度の新規登録者 131人 (102人)【推進P指標】 当該年度の登録抹消者 9人 (20人) 年度末の累積登録者 1,152人(1,030人)

| 新規登録者の利用に至る経路別内訳 | | | |
|------------------|------|---|------|
| ハローワーク | 2 7人 | (| 14人) |
| 職業センター | 0人 | (| 1人) |
| 特別支援学校 | 2 2人 | (| 19人) |
| 福祉サービス事業所 | 2 1人 | (| 14人) |
| 福祉事務所等行政 | 11人 | (| 13人) |
| 直接利用 | 2 1人 | (| 18人) |
| その他(医療機関等) | 29人 | (| 23人) |

就職者数

当該年度の新規就職者数 81人 (63人)【推進P指標】

(事業団支援による就職者数)

年度末の就労者数 652人 (590人)

新規就職者の事業別内訳

受託事業就職者数 7 1 人 (53 人) 訓練事業就職者数 1 0 人 (10 人)

生活面の支援

・福祉事務所、保健センター、相談支援事業所等との連携による生活面の支援を就労 面の支援と一体的に行った。

・生活スキル向上プログラム【新規:推進 】(再掲 P14) 雇用支援センターの独自事業として、将来的な就労生活に必要なスキルの向上の ため、通所(週2回程度)によるプログラムを開始した(実利用者2名)。

生活相談件数

7,519件 (5,668件) 内容別内訳 日常生活相談 3,902件 (3,094件) 職業生活相談 3,243件(2,431件) 社会生活相談 3 1 4 件 (108 件) 60件(35件) 自己決定相談

職場定着支援

- ・就労中の障害者、家族、企業に対して就労の継続及び就労中の課題について、面 談、就労先訪問、電話相談等による支援を実施した。
- ・当該年度は、定着支援対象者数は10.5%増加したが、定着支援件数は3.3% 減少し、職場定着率は6.4ポイント低下した。

職場定着率等

定着支援対象者

652人 (590人) の「年度末の就労者数」に同じ

事業別内訳 受託事業 634人 (577人) 18人(13人) 訓練事業

新規登録者のうち定着支援からの利用者 58人 (38人) (就職時又は就職後からのサービス利用者)

定着支援件数

6,167件(6,380件)

職場定着率(12ヶ月) 66.7% (73.1%) 【推進 P 指標】

(前年度就職者のうち就職後12ヶ月経過時の就労継続者の率)

余暇支援

・ワクサポ広場

就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、働く障害者の余暇の充実 を目的とした余暇支援事業として、就労継続中の障害者を対象とした月2回(原 則として第1・3金曜日オフタイム)の「ワクサポ広場」を実施した。

ワクサポ広場

633人[18回](761人)

・交流会・茶話会

就労継続中の知的障害者を対象とした「交流会」 就労継続中の精神・発達障害 者を対象とした「茶話会」、就労継続中の発達障害者本人と家族を対象にした「交 流会」を実施した。

交流会(知的障害者向け) 35人 [1回] (73人)

茶話会(精神・発達障害者向け) 11人 [1回] (27人)

本人・家族交流会(発達障害者向け) なし [なし] (22人)

新型コロナウィルスの影響により中止の回あり

・パソコン講習会

就労継続中の障害者の中でパソコンのスキル向上を目指す者に対して、パソコン講習会を実施した。

パソコン講習会

32人 [6回] (35人)

余暇支援合計参加者数

7 1 1 人 2 6 回開催 (918 人)

就職準備フェアの開催

「障害者(知的・精神)のための就職準備フェア」を次のとおり開催した。

主 催:新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、杉並区 障害者雇用支援事業団、新宿公共職業安定所、東京障害者職業センター

後 援:新宿区、中野区、杉並区

日 時:令和元年12月9日(月)13:30~16:00

場 所:東京新卒応援ハローワーク出会いのフロア(小田急第一生命ビル21階)

内容:第1部「就労準備講座 ~働くために必要なこと~」東京障害者職業

センターの職業カウンセラーによる就職準備講座を障害別に実施

第2部「企業担当者と働いている人からのメッセージ」企業担当者、

就労中の障害者、支援者による講話を障害別に実施

参加者数:88人

(3)職場体験機会の提供

職場体験実習

区内の福祉施設利用者や地域の在宅者等で就職を希望する障害者が、仕事への自信を持ち、就職への意欲を高められるように、企業開拓で確保した企業や区役所等での職場体験実習を、区の体験実習要綱に基づいて実施した。

・企業見学会と企業等体験実習の充実

当該年度は、企業見学会を支援者向けのほか、利用者&支援者向けに計2回実施した。また、企業等体験実習では、新たに区内の農協や銭湯を区とともに開拓し、体験実習を実施した。

職場体験実習 19人 (23人)

職場体験実習(杉並区内事業所)一覧 ・・・ 支援実績別表 1 (P18)

特別支援学校等実習受け入れ

就労移行支援事業では、特別支援学校等からの希望により実習生を受け入れ、実

習を通して職業能力・適性の把握、職業意識・就労意欲の向上を図った。

特別支援学校等実習受入 12人 (15人)

特別支援学校等生徒の実習・体験学習(事業団受入)一覧

・・・支援実績別表 2 (P18)

(4)職業適性の評価・アセスメント

職業評価

支援機関及び相談者本人からの依頼を受け、本人の職業適性を知り、各個の状況 に応じた支援の計画及び実施のために、事業団において職業評価を行った後、評価 結果についての振り返りをさらに就労活動に活用することができた。

職業評価実施人数(作業評価) 4人 (4人)

B型アセスメント等

雇用支援センターでは、区の依頼により、特別支援学校在校生等を対象とする「就 労系福祉サービスの利用に係る職業評価」を実施した。

就労系福祉サービスの利用に係る職業評価 7人 (7人)

アセスメントシート等の開発【新規:推進 】

パソコン操作、入力作業に自信のない利用者を対象に基本的なスキルをアセスメントし、利用者自身の就労活動等に活用するため、パソコン・スキルチェックの資料や基本データの収集を行い、次年度の試行・実施に向けた検討を行った。

2 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

(第2号事業)

(1)情報の提供

企業パンフレットの発行

ハローワーク新宿主催の「障害者雇用促進セミナー」など新規の企業開拓及び企業実習の開拓、地域の事業主等関係機関への啓発活動を目的に、新たに企業向けパンフレットを発行し、障害特性の理解と障害者雇用等の理解を得るための資料とした。

個別企業相談

障害者を雇用している、又は雇用する意向のある事業主に対し、障害者の雇用・職場定着に関する助言、仕事の切り出し、雇用職場の環境整備、その他の助言・援助を行った。

相談件数 第1号事業(1)に記載 訪問社数 第3号事業(4)に記載

(2)企業向けセミナー等の開催

主に事業主、人事担当者等に対し、障害者を雇用するにあたっての関連事項についてのセミナーを開催し、障害者雇用の理解を深めることにより、障害者雇用の促進と就業障害者の職場定着を図った。

企業向けセミナー 1回開催 ・・・ 支援実績別表 3 - 1 (P19)

3 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発(第3号事業)

(1)広報活動

「ワークサポート杉並だより」

事業団の活動状況等を紹介する広報誌「ワークサポート杉並だより」を発行し、タイムリーな情報の提供に努めた。

発行部数 1,300部/回 年4回発行

事業団ホームページ

- ・障害者と企業担当者等に向けて、事業団の活動内容、活動状況を紹介した。
- ・各種セミナーや就職相談会の紹介等、イベント情報を提供した。
- ・「みんながんばってます」コーナーと「会報 (ワークサポート杉並だより)」ア ーカイブページを提供した。
- ・事業団の情報開示として、事業計画書・収支予算書、事業報告書・決算書等の 資料を掲出した。

その他普及啓発

「福祉会館まつり」、「杉並区障害者週間事業」のイベントの他に、地域の事業活動にも参加し、事業団活動や障害者の雇用促進について普及啓発を行った。

地域イベント参加一覧・・・支援実績別表 4 (P20)

職員の講師派遣

関係機関等で実施されるセミナーの講師として職員を派遣し、事業団事業の説明、 及び都・区内の障害者雇用の現状と職業準備性の向上などの雇用支援にかかる情報 を提供した。

(2)セミナー等の開催

障害者やその家族、作業所や相談事業所などの関係職員、一般企業の社員等が障害者の就労について考える機会を提供し、障害者の雇用に関する普及啓発を行った。また、事業団の活動内容を紹介した。

・若年層を対象としたコミュニケーション講座 【新規:推進 】 杉並区就労支援センター(すぎ JOB)と共催で、日頃から、対人コミュニケーションに自信のない利用者を対象に、自己分析や自己PRの作成などを行った。

セミナー等開催一覧 ・・・ 支援実績別表 3 - 1 ~ 4 (P19-20) 新型コロナウィルスの影響により以下のセミナーは中止

- ・ワークサポートセミナー2019
- ・就学前の家族向けセミナー

(3) 就労情報の収集

月に1回、公共職業安定所に出向き就職情報の検索及び収集を行うとともに、同所の提供する求人情報をオンラインで受ける環境を整備〔第1号事業に記載〕した。新宿公共職業安定所、中野区障害者福祉事業団、新宿区勤労者・仕事支援センター、中野特別支援学校等と情報交換を行い、就職と実習の受入を希望する企業情報を収集した。

また、区内企業等に電話で職場開拓を行う〔(4)に記載〕など、より広域の情報を 入手することができた。新聞折りこみの求人ちらし、インターネットで検索できる一 般求人情報も参考にした。

さらに、広域の就労支援機関連絡会等に積極的に参加し、意見交換や情報の収集を 行った。

(4)障害者就労に関する調査・研究

職場開拓の調査・研究

担当制による開拓作業を実施したほか、職場訪問の情報を週1回の職員ミーティングで報告し、開拓方法等を検討した。また、発達障害者の就労準備等の支援を行う専門機関を訪問し、効果的な支援方法について研究した。

区内企業の職場開拓

東京労働局に対し「杉並区内の民間企業の障害者雇用状況報告提出企業一覧」の 行政文書開示請求を行い、さらに障害者雇用に関してまだ不足を生じている企業 (72社)に対し、新型コロナウィルスの影響なども考慮して電話による開拓を行った。その結果、企業向け等のパンフレットの送付を希望する会社が33社あり、 うち、今後雇用を検討する会社が9社(そのうち1社は週20時間未満就労可)あった。

職場開拓訪問企業社数 区内 17社 【推進P指標】 (区外 32社)

【参考】「中小企業障害者雇用応援連携事業」東京しごと財団

東京都の外郭団体「東京しごと財団」では、都内の障害者就業・生活支援センターと連携して、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業に対して、個別訪問による制度説明や雇用前後のフォローアップ提案等の事業を行っている。

短時間雇用の検討 【新規:推進 】

- ・令和元年7月に、杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議で「渋谷区の超短時間 雇用(週20時間未満)の取り組み」についての講演を企画・開催した。
- ・同年11月に、杉並区産業振興センター及び杉並区就労支援センター(すぎ JOB) と合同で「川崎市の超短時間雇用の取り組み」を視察し、杉並区障害者雇用支援 ネットワーク会議等に報告した。

利用者等を対象とした調査・研究

・新規就職者に対するアンケート

当該年度就職者を対象に、就労に至るまでの過程で有効な支援を提供できたか、 今後どのような支援を希望するか等について顧客満足度調査を実施した。

実施方法:四半期ごとに就職者を集計し調査票を送付

送付数 45件

回収数 26件(回収率57.8%) 数値は令和元年12月末現在

4 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援 (第4号事業)

(1)区内福祉施設等における就労促進への支援

区内福祉施設

区内福祉施設等に在籍している障害者の企業等への一般就労を促進するため、各施設等を定期的に訪問し、企業等への就労に向けた支援を施設職員と連携して実施した。また、企業担当者を招き施設職員を対象とした就労支援講座を2回実施した。

特別支援学校

特別支援学校の卒業前に行う企業実習期間において、職場訪問等に事業団職員が 同行するなど、特別支援学校の活動に協力をして連携を強化した。

すぎ JOB 等

杉並区就労支援センター(すぎ JOB・すぎトレ)等を定期的に訪問し、事業説明を行うなど事業団の周知と新たな利用者の確保に努めた。

施設等訪問延べ31件特別支援学校への協力延べ9件杉並区就労支援センター説明会延べ2回

(2)区内関係機関等ネットワークを活用した支援

雇用支援ネットワーク会議の開催

障害者の就職及び職場定着のための支援を地域で効果的に行うため、区内の作業 所、相談支援事業所、公共職業安定所、特別支援学校等に所属する職員で構成され た実務担当者による雇用支援ネットワーク会議を月例で開催した。

また、希望する関係機関には、障害者雇用情報の FAX による随時提供のほか、障害者の就職活動に必要な着眼点や技法を学ぶために企業担当者による講話・企業見学・事例検討・各種研修等を実施し、地域の支援力のスキルアップに努めた。

実務担当者会10回・企業見学会2回開催

雇用支援ネットワーク会議開催一覧 ・・・ 支援実績別表 5 (P21)

地域の相談支援機関との連携の強化 【新規:推進 】

- ・特定相談支援事業所連絡会で事業団パンフレットを配付し、周知を図った。
- ・その他、具体的なケースを通じて、障害者地域相談支援センター及び特定相談支援事業所と積極的に共有、連携を図った。

医療機関等との連携の強化 【新規:推進 】

- ・杉並区医師会の精神科医会総会で、事業団パンフレット及び質問票の配付を依頼 し、周知を図った。
- ・杉並区地域生活支援担当が主催する「高次脳機能障害者関係機関連絡会」に全3 回参加し、また「同セミナー」に2回参加するなど、定期的に連携を図った。

支援困難ケースへの対応力の強化 【新規:推進 】

- ・杉並区主催の「困難事例対応従事者研修」に参加した後、職員間で情報共有し、 スキルアップに努めた。
- ・東京都社会保険労務士協会の中野・杉並支部長を事業団に招いて「労働法のあらまし」等の講義を通じて、就労時間や残業時間に対する基本的な概念を職員間で 共有し、具体的なケース対応に活かせるように準備した。

(3)研修会への参加及び実施

支援員研修(事業団主催)

事業団・区内作業所等における就労支援機能強化を目的に、他の障害者就労支援

機関等や障害者雇用を進めている企業の取り組み事例などを学び、支援担当職員のレベルアップを図った。

参加者 延べ 96人

支援員研修(他機関主催)

東京障害者職業センター等が実施する、職業リハビリテーションに係る情報の提供及び相談、ネットワークの技法、その他障害の特性の理解とその援助の方法について専門的に学び、就労支援を効果的かつ効率的に行うため職員が参加した。

その他、関係機関・団体の主催する研修等に参加して、障害の特性や権利擁護、 障害者虐待防止、福祉・労働関係法制度等に関する知識の習得を行った。

また、事業団人材育成計画を作成し、キャリア研修、専門研修(必修・選択)に職層・職歴及び希望に応じて計画的に参加・派遣することにより能力及び組織力の向上を図った。

参加職員 延べ 40人

5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業(第5号事業)

事業所 杉並区障害者雇用支援センター

(1) 就労移行支援事業の実施【訓練事業】

利用対象者の安定的確保

区内の福祉施設、福祉事務所、特別支援学校、保健センター、中部総合精神保健福祉センター、杉並区主催の障害者通所施設入所調整会議等との情報交換を通じて、企業等での一般就労の意向がある障害者で、職業準備性の訓練を必要とする就労移行支援事業利用対象者の把握に努めた。また、見学・実習の受け入れ、特別支援学校での事業説明の実施等により利用者の安定的確保に努めた。

利用定員は20名で、杉並区等から当該サービスの支給決定を受けた方を利用対象者とする。

訓練プログラムの実施

一般就労希望の障害者が、就労に必要な知識・能力と働く意識の向上を図るための 訓練を通じて就職し、安定した職業生活をおくることができるよう支援を実施した。 障害者の特性と一般企業が求める障害者雇用での業務内容とをマッチングするために必要な訓練プログラムを開発し、障害者雇用で求めるビジネスマナー研修、コミュニケーショントレーニング、パソコン訓練、区内企業・事業所での清掃及び接客訓練などのプログラムを導入することで、職業準備訓練をより多様で実践的な内容で実施し、利用者の就労意欲を高めるサービス提供の充実に取り組んだ。 また、より就労意識の向上を図るため区内の事業所に出向いて行う施設外就労事業を実施した。

さらに、利用者の特性、就職に向けた能力の向上などの評価を3カ月ごとに行うとともに、利用者の適性を踏まえた職場開拓に力を注いだ。

当該年度は、新たに次のプログラム等について実施又は着手した。

- ・生活スキル向上プログラム【新規:推進 】(再掲 P 6) 雇用支援センターの独自事業として、将来的な就労生活に必要なスキルの向上のため、通所(週2回程度)によるプログラムを開始した(実利用者2名)。
- ・施設外活動の利用による訓練プログラムの実施【新規:推進 】 当該年度より、施設外活動の実習場所を新規に1ヶ所確保し、訓練生が月1回出張 のうえ封入、発送作業を実施した。現在、施設外活動場所は計3ヶ所となっている。
- ・就職者によるピアサポートの実施【新規:推進 】 雇用支援センターを利用して就職した元訓練生2名を別々に招き、現在訓練中の利用者に対して就労までの具体的な体験や就労後の職場での経験を講話のうえ、相談にも乗ってもらうことで、現訓練生の就労準備に対するモチベーションを高めることができた。

・発達障害者支援プログラム

発達障害者向けの就労移行支援事業所から専門スタッフを 2 回招き、講義を通じて 障害特性への支援上のアプローチ方法などを研究し、支援員のスキルアップに努め た。

・「 同窓会」の実施

雇用支援センターを利用して就職した元訓練生を対象に、余暇活動支援の一環として「同窓会」を1回実施し、23名の参加があった。

・区内就労移行支援事業情報連絡会の実施(試行) 区内の就労移行支援事業所(計8所)で、支援員のスキル向上、福祉サービスの向上を地域全体で目指すため、情報連絡会を試行的に5回実施した。

第三者評価

サービス向上と利用希望者の事業所選択に資するため、3年ごとに福祉サービス第三者評価を受審している。直近の受審は平成30年度で、評価結果は事業団ホームページから閲覧できるよう提供している。

訓練事業からの就職状況

(ア)就労移行支援事業 当該年度就職者状況

| | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 合 計 |
|------|------|------|------|-----|
| 就職者数 | 6 | 1 | 3 | 1 0 |

(イ)利用者(契約者)数、就職者数 [利用定員20人] (単位:人)

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | R1 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | 2 2 | 2 5 | 2 8 | 2 3 | 2 1 |
| 就職者数 | 1 1 | 6 | 1 0 | 1 0 | 1 0 |

(ウ)就職率、定着率(12ヶ月経過)

(単位:%)

(単位:人)

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | R1 年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就職率 【推進P指標】 | 91.6 | 54.5 | 76.9 | 76.9 | 90.9 |
| 定着率 | 75.0 | 81.8 | 83.3 | 90.0 | 80.0 |

就職率:当該年度中に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち就職した者の割合

定着率:前年度の就職者のうち、就職から12ヶ月経過時点で就労を継続している者の

割合

(2)就労定着支援事業【訓練事業】【新規:推進】

就労移行支援事業所等から就職し、就職後6ヶ月を経過した者で、行政から当該サ ービスの支給決定を受けた方を対象に、最長で3年間、原則月1回以上の職場訪問に よる面談等を行い、就労及び生活上の課題について企業、家族、関係機関との連携・ 調整を行うことにより、就労の安定的な継続を図っている。平成30年10月より事 業を開始している。

(ア)就労定着支援事業 当該年度利用者状況

(単位:人)

| | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 合計 |
|------|------|------|------|-----|
| 利用者数 | 9 | 3 | 6 | 1 8 |

(イ)利用者(契約者)数 (単位:人)

| | 30 年度 | R1 年度 |
|------|-------|-------|
| 利用者数 | 1 3 | 1 8 |

6 推進プラン_ 「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019~2023」

(定款第4条

(1)推進プラン事業体系表

の該当号数)

| 切相 | 相談環境の整備と | 相談時間帯の拡大【新規】 | 1号 |
|--------------|----------------------|--------------------------------------|-----|
| | 相談機能の充実 | 求人情報検索やアセスメントシート等を活用した相談の 充実 【新規】 | 1号 |
| れ段の | | 就労定着支援事業の充実 【 新規 】 | 5 号 |
| のない支援ら職場定着まで | 安定して働き続け られるための支援 | 就職している知的障害者及び精神・発達障害者の余暇活 動支援の充実 | 1号 |
| 支定援着 | | 本人・家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施 | 3号 |
| まで | 多様な働き方ので | 区内企業の職場開拓 | 3号 |
| | きる職場の開拓 | 短時間就労に向けた取り組みの強化 【新規】 | 3 号 |

| 向上を支援 動くための能力の | 発達障害者に対す | 発達障害者支援プログラムの実施 | 5号 |
|----------------|-----------------|-----------------------------------|----|
| | る支援の強化 | 若年層を対象にしたコミュニケーション講座の実施 【新規】 | 3号 |
| | 就労移行支援事業 の充実 | 就職者によるピアサポートの実施 【新規】 | 5号 |
| | | 施設外活動の利用による訓練プログラムの実施 【新規】 | 5号 |
| | 働くために必要な | 生活スキル向上プログラムの実施 【新規】 | 1号 |
| | 生活力の向上 | 本人・家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施 【 の再掲】 | 3号 |

| 関係機関等との連携による支援 | 区内福祉施設への | 施設指導員の就労支援活動をサポート | 4号 |
|----------------|-------------|---------------------------|-----|
| | 支援・連携の促進 | 企業見学会と企業等体験実習の充実 | 1号 |
| | 特別支援学校との | 就職する特別支援学校生徒に対する職場定着支援の充実 | 4号 |
| | 連携の強化 | 特別支援学校の生徒・保護者に対する支援の充実 | 4 号 |
| | 関係機関との連携 強化 | 地域における相談支援機関との連携の強化 【新規】 | 4号 |
| | | 医療機関等との連携の強化 【新規】 | 4号 |
| | | ネットワーク機能を活用した支援体制づくり | 4号 |
| | | 支援困難ケースへの対応力の向上 【新規】 | 4号 |

(2)推進プランの達成指標(数値目標)

| | 30 年度実績 | R1 年度実績 | R3 年度目標 | R5 年度目標 |
|----------------------|---------|---------|----------|----------|
| 就職者数 1 | 63 人 | 81人 | 80人 | 90人 |
| 職場定着率 2 | 73.1% | 66.7% | 80% | 85% |
| 新規登録者数 | 102人 | 131 人 | 100人 | 100人 |
| 相談件数 3 | 10,930件 | 11,017件 | 11,000 件 | 13,000 件 |
| 区内企業訪問社数 | 25 社 | 17 社 | 60 社 | 60 社 |
| 就労移行支援事業利用者就職 率 4 | 76.9% | 90.9% | 85% | 85% |

1 就職者数

事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

2 職場定着率

事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の4月1日~3月31日の間に一般企業等へ就職 した者のうち、12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

3 相談件数

電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数

4 就労移行支援事業利用者就職率

当該年度の4月1日~3月31日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、一般企業等へ就職した者の割合

7 支援実績別表

別表1 職場体験実習(杉並区内事業所)

| | 実 習 場 所 | 実 習 内 容 | 実習の時期 | 実習者数 |
|-----|----------------------|--|----------------------|------|
| 体験型 | コモン計画研究所 | P C 入力、事務補助等 | 5~6月 (1~3日間) | 2人 |
| | 区役所 | 封入、丁合、シール貼り、ス タンプ押し、チラシの仕分 け等の軽作業 | 10月 (3日間) | 1人 |
| | JA 東京中央 | 草取り、収穫等 | 1月(1日間) | 1人 |
| | 小杉湯 | シャンプー補充、タオルた たみ等 | 2月(1日間) | 1人 |
| | 杉並区社会福祉協議会 | タックシール貼り、会報発 送業務の軽作業等 | 5月~3月 (各5日間) | 5人 |
| ÷ | 阿佐谷図書館 | 本の返却、スタンプ押し等 の軽作業 | 5、10、12月 (各5日間) | 3人 |
| 実践型 | 区役所 | 封入、丁合、テーブル拭き、 シール貼り、スタンプ押し、 リールットの仕分け等の軽作業 | 6、7、11月 (各 10 日間) | 3人 |
| | コモン計画研究所 | PC入力、事務補助等 | 7、10、1月 (10~19日間) | 3人 |

別表2 特別支援学校等生徒の実習・体験学習(事業団受入)

| 学 校 | 学 年 | 実習の時期 | 実習者数 |
|---------------------|------|--------------------------------|------|
| 星槎国際高等学校 | 3 年生 | 6月17日~21日(1人) | 1人 |
| 阿佐ヶ谷中学校 (特別支援学級) | 3 年生 | 6月24日~28日(1人) 7月 1日~5日(1人) | 2人 |
| 大宮中学校 (特別支援学級) | 3 年生 | 9月 9日~13日(1人) 9月17日~20日(1人) | 2人 |
| 宮前中学校 (特別支援学級) | 3 年生 | 10月31日~11月8日(1人) | 1人 |
| 練馬特別支援学校 | 3 年生 | 10月21日~25日(1人) | 1人 |
| 学芸大学附属特別支援学校 | 2 年生 | 11月18日~22日(1人) | 1人 |
| 中野特別支援学校 | 3 年生 | 11月18日~22日(1人) | 1人 |

| 永福学園 (肢体不自由教育部門) | 3 年生 2 年生 | 10月7日~19日(1人) (10、11日はB型がスメント) 2月17日~19日(1人) | 2人 |
|---------------------|--------------|--|----|
| 永福学園 (就業技術科) | 3 年生 | 12月2日~6日(1人) | 1人 |

別表3-1 企業向けセミナー

| 実施日 | 令和元年11月13日(水) |
|-----|---|
| 対象者 | 事業主、人事担当者、障害者施設等の関係職員 |
| 場所 | ワークサポート杉並 会議室 |
| テーマ | 第一部 サテライト事業の取り組みについて 第二部 精神・発達障害の職場定着のポイントについて |
| 内容 | ・講演 ・質疑応答、意見交換 |
| 講師 | (株)スタートライン サテライトオフィスサービスユニット 第一エリア責任者 |
| 参加者 | 1 9人 |

別表3-2 地域の支援者向けセミナー(雇用支援ネットワーク会議)

| | · | |
|-----------------|---|--|
| 実施日 | 令和元年 7月 9日(火) 令和元年12月10日(火) | |
| 対象者 | 障害者通所施設職員、相談支援事業所職員、関係職員 | |
| 場所 | ワークサポート杉並 会議室 | |
| テーマ ・ 内 容 | 長短時間雇用の取り組みについて 発達障害者のある方の職場での特性を"見える化"する | |
| 講師 | 渋谷区障がい福祉課 就労支援主査 (株)ゼネラルパートナーズ 障がい者総合研究所長 東京障害者職業センター 主幹障害者職業カウンセラー | |
| 参加者 | 2 6人 2 8人 | |

別表3-3 家族向けセミナー・交流会(2回)

| 実施日 | 令和元年10月29日(火)<第1回> |
|--|--|
| 対象者 企業就労を考えている障害のある方の家族 障害者施設などの関係機関の職員 | |
| 場所 | ワークサポート杉並 会議室 |
| テーマ ・ 内 容 | 障害のある子の家族が知っておきたい「親なきあと」~「親あるあいだ」の 準備(親なきあとのために今から準備すること) |
| 講師 | 渡部行政書士事務所「親なきあと」相談室代表 |
| 参加者 | 3 4人 |

| 実施日 | 令和元年11月27日(水)<第2回> |
|-----------------|--|
| 対象者 | 障害のある方のご家族、障害者施設・機関等の支援員等 |
| 場所 | ワークサポート杉並 会議室 |
| テーマ ・ 内 容 | 家族の心と体のケア ・講演「ストレスの正体とストレス反応について」 ・実技「ストレス緩和のための手技の紹介」 |
| 講師 | ストレスケアトレーナー |
| 参加者 | 1 1人 |

別表3-4 若年層を対象にしたコミュニケーション講座

| 実施日 | 令和2年1月28日(火) | |
|-----------------|---|--|
| 対象者 | 対象者 ワークサポート杉並及び杉並区就労支援センター利用者 | |
| 場所 | ウェルファーム杉並 セミナー室 | |
| テーマ ・ 内 容 | 「なんでうまく いかないんだろう・・」原因の発見と対策トレーニング、 自己分析、自己 P R の作成 | |
| 講師 | (株)カイエン 就労支援担当 | |
| 参加者 | 15人 | |

別表4 地域イベント参加一覧

| 実施日 | イベント名 | 会場 | 内容 |
|-------------------------------|--------------------------|-------------|--|
| 10月19日(土) | 福祉会館 まつり | 障害者福祉 会館 | ・障害者団体・施設紹介パネルの 展示 ・模擬店出店による事業団のPR |
| 11月26日(火) ~ 12月4日(水) | 杉並区障害者 週間事業 | 区役所 | ・障害者団体・施設紹介パネルの展示など |
| 12月12日(木) 19日(木) 26日(木) | 地域美化事業 支援活動 (清掃実習) | 下高井戸八幡神社 | ・境内の清掃の手伝い |

別表 5 雇用支援ネットワーク会議(実務担当者会9回・企業見学会2回開催・中止1回)

| | 令和元年度 | きの実施目標 「支援体制づくりと支援力の強化」 | |
|--------|--------|--|------|
| 回数 | 日 程 | 内 容 | 備考 |
| 第1回 | 4月9日 | ・自己紹介 ・「職場実習」事業等の説明について ・令和元年度実施計画について ・近況報告、連絡事項 | 25 名 |
| 第2回 | 5月14日 | ・各施設・機関における就労&生活支援等に関する現状、 課題などについて ・企業見学会(8月/支援者向け)の候補先の検討について ・近況報告、連絡事項 | 16 名 |
| 第3回 | 6月11日 | ・就労継続支援B型事業所(杉並いずみ第 2・ゆい企画)の 事業内容等の説明について ・企業見学会(8月/支援者向け)の候補先の検討について ・近況報告、連絡事項 | 21 名 |
| 第 4 回 | 7月9日 | ・就労移行支援事業所(ウェルビー荻窪駅前センター)の事業内容等の説明について ・講話『超短時間雇用の取り組みについて』《講師/渋谷区障がい者福祉課 就労支援主査&㈱ゼネラルパートナーズ 障がい者総合研究所長》 ・企業見学会(8月/支援者向け)の候補先の検討について・近況報告、連絡事項 | 26 名 |
| 第 5 回 | 8月22日 | 多くの障害者を雇用し、社内でも障害者雇用の理解を進め、日頃から業務等において当事者が働きやすい取り組みを実践している企業(㈱JALサンライト/特例子会社)の見学会を支援者向けに実施 | 17名 |
| 第6回 | 9月10日 | ・働き方サポート部会との共有会について ・相談支援事業所(すまいる高井戸)の事業内容の説明 ・企業見学会(8/22体)の振り返りについて ・近況報告・連絡事項 | 23名 |
| 第7回 | 10月8日 | ・就労継続支援B型事業所(どんまい福祉工房・ひまわり作業所)の支援事例の説明&検討について ・企業見学会(2月/障害者向け)の候補先の検討について ・近況報告・連絡事項 | 21名 |
| 第8回 | 11月12日 | ・就労移行支援事業所(ミラトレ荻窪・ワークサポート杉並)の支援事例の説明&検討について ・企業見学会(2月/障害者向け)の候補先の検討について ・近況報告・連絡事項 | 19名 |
| 第9回 | 12月10日 | ・講話『発達障害者のある方の職場での特性を"見える化" する』《講師/東京障害者職業センター 主幹障害者職業 カウンセラー》 ・企業見学会(2月/障害者向け)の候補先の検討について ・近況報告・連絡事項 | 28名 |
| 第 10 回 | 1月14日 | ・杉並区総務部人事課による「障害者雇用についての説明」 ・働き方サポート部会の活動報告について ・企業見学会(2月/障害者向け)の実施要項案について ・近況報告・連絡事項 | 22名 |
| 第 11 回 | 2月25日 | 企業での就労機会の全くない、あるいは就労機会から遠 ざかっている障害者及び支援者向けに企業(リゾートト ラスト(株)の見学会を実施 | 31 名 |
| 第 12 回 | 3月10日 | (新型コロナウイルスの影響により、中止) | |

事業報告の附属明細書

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないので作成しない。

参考資料

1 利用登録者の状況(P.5)

登録者(全体)の障害別・年代別状況 令和元年度

(単位:人)

| _ | | | | ועוארנינטו | | ᅜᅮᅜ | | | | トロ・ハノ |
|-------------|-----------------------|------|------|------------|------|------|------|------------|----|------------|
| | | 15 歳 | 18歳 | 21歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60 歳 以上 | 不明 | 障害種別 合計 |
| | | 17 歳 | 20 歳 | 29 歳 | 39 歳 | 49 歳 | 59 歳 | | | |
| | 視覚障害 | | | 2 | 1 | 4 | 4 | 2 | | 13 |
| | 聴覚障害 | | | 4 | 1 | 2 | 4 | 2 | | 13 |
| | 平衡機能障害 | | | | 1 | | | | | 1 |
| 身 | 音声·言語·咀嚼機能障害 | | | 1 | | 2 | | 1 | | 4 |
| 身体障害者 | 肢体不自由 (1~3級) | | 1 | 5 | 9 | 12 | 5 | 7 | | 39 |
| 者 | 肢体不自由 (4~7級) | | | 2 | 1 | 2 | 6 | 7 | 1 | 19 |
| | 内部障害 | | | 2 | 4 | 3 | 3 | 2 | | 14 |
| | 小 計 | 0 | 1 | 16 | 17 | 25 | 22 | 21 | 1 | 103 |
| | 愛の手帳 1度 | | | | | | | | | 0 |
| 知 | 2度 | | 1 | 3 | | | | | | 4 |
|) 同 章 | 3度 | | 9 | 20 | 23 | 16 | 5 | 1 | | 74 |
| 知的障害者 | 4度 | | 44 | 146 | 88 | 55 | 34 | 9 | | 376 |
| 有 | 小 計 | 0 | 54 | 169 | 111 | 71 | 39 | 10 | 0 | 454 |
| 业主 | 障害者手帳1級 | | | | | 3 | 1 | | | 4 |
| 神 | 2級 | | 1 | 26 | 61 | 69 | 40 | 10 | | 207 |
| 精神障害者 | 3級 | | 3 | 64 | 119 | 97 | 73 | 9 | | 365 |
| 者 | 小 計 | 0 | 4 | 90 | 180 | 169 | 114 | 19 | 0 | 576 |
| | 精神障害 (うつ病・統合失調症など) | | | 7 | 3 | 3 | 1 | 1 | | 15 |
| | 発達障害 | | | | 1 | | | | | 1 |
| 手 | てんかん | | | | | | | | | 0 |
| 手帳が | 高次脳機能障害 | | | | | | | | | 0 |
| なし | 難病患者 | | | | 1 | | 2 | | | 3 |
| | その他 | | | | | | | | | 0 |
| | 小 計 | 0 | 0 | 7 | 5 | 3 | 3 | 1 | 0 | 19 |
| | 合 計 | 0 | 59 | 282 | 313 | 268 | 178 | 51 | 1 | 1,152 |

重複障害者の場合は主な障害で分類している

内部障害∶心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害等

新規登録者の性別・年代別状況 令和元年度 (単位:人)

| | 10代 | 20 代 | 30代 | 40 代 | 50 代 | 60 代 以上 | 合計 |
|---|-----|------|-----|------|------|------------|-------|
| 男 | 1 6 | 2 4 | 1 6 | 1 1 | 4 | 4 | 7 5 |
| 女 | 7 | 1 6 | 1 7 | 6 | 1 0 | 0 | 5 6 |
| 計 | 2 3 | 4 0 | 3 3 | 1 7 | 1 4 | 4 | 1 3 1 |

2 就職者の状況 令和元年度(P.5)

就職者の障害別、就業時間別状況

(単位:人)

| | | 一般 (週30時間 以上) | 短時間 (週20~29 時間) | 短時間 (週20時間 未満) | 合計 |
|-------|--------------|---------------------|-----------------------|----------------------|----|
| | 視覚障害 | | 1 | | 1 |
| | 聴覚障害 | | | | 0 |
| 自 | 平衡機能障害 | | | | 0 |
| 身体障害者 | 音声·言語·咀嚼機能障害 | 1 | | | 1 |
| 害 | 肢体不自由(1~3級) | 3 | | | 3 |
| 者 | 肢体不自由(4~7級) | | 1 | | 1 |
| | 内部障害 | 2 | | | 2 |
| | 小 計 | 6 | 2 | | 8 |
| | 愛の手帳 1度 | | | | 0 |
| 知 | 2度 | | | | 0 |
| 知的障害者 | 3度 | 1 | | | 1 |
| 害 | 4度 | 14 | 3 | 1 | 18 |
| | 小 計 | 15 | 3 | 1 | 19 |
| 精 | 障害者手帳 1級 | | | | 0 |
| 精神障害者 | 2級 | 11 | 7 | 2 | 20 |
| 害者 | 3級 | 25 | 8 | 1 | 34 |
| | 小 計 | 36 | 15 | 3 | 54 |
| 手帳なし | | | | | 0 |
| なし | 小 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合 計 | 57 | 20 | 4 | 81 |

重複障害者の場合は主な障害で分類している

うち発達障害 18人、てんかん 4人、高次脳機能障害 1人を含む

就職先の業種別内訳 (単位:人)

| | 業種 | 人 数 | | | | | |
|--------|------------|-----|--|--|--|--|--|
| 建設業 | | 1 | | | | | |
| 製造業 | | 2 | | | | | |
| 電気・ガス業 | 電気・ガス業 | | | | | | |
| 情報通信業 | 情報通信業 | | | | | | |
| 運輸業 | | 2 | | | | | |
| 卸売·小売業 | | 6 | | | | | |
| 金融·保険業 | 金融·保険業 | | | | | | |
| 不動産業 | 1 | | | | | | |
| 飲食店·宿泊 | 1 | | | | | | |
| 医療·福祉 | | 1 0 | | | | | |
| 教育·学習支 | 援 | 4 | | | | | |
| | 特例子会社 | 1 0 | | | | | |
| | 国·都障害者採用選考 | 1 5 | | | | | |
| その他 | 都・区チャレンジ雇用 | 4 | | | | | |
| サービス業 | 人材派遣関係 | 3 | | | | | |
| | 清掃·保守請負関係 | 1 | | | | | |
| | その他 | 7 | | | | | |
| | 合 計 | 8 1 | | | | | |

就職先の業務内訳 (単位:人)

| 業務 | 人 | 数 |
|-----------|---|-----|
| 事務関係 | | 5 4 |
| 清掃 | | 8 |
| 軽作業 | | 6 |
| 介護補助 | | 5 |
| 食器洗浄·調理補助 | | 2 |
| その他 | | 6 |
| 合 計 | | 8 1 |

就職先の企業規模別内訳 (単位:人)

| 企業規模 | 人 数 |
|------|-----|
| 大企業 | 5 2 |
| 中小企業 | 2 9 |
| 合 計 | 8 1 |

中小企業とは、従業者300人以下の事業者

(単位:人)

3 離職者の状況 令和元年度

離職者の障害別・就労期間別状況

6ヶ月未満 | 6ヶ月以上 1年以上 2年以上 3年以上 合計 1年未満 2年未満 3年未満 1 0 0 0 0 3 3 2 2 4 15 2 4 1

身体障害者 知的障害者 精神障害者 4 13 7 3 4 3 16 手帳なし等 0 0 0 0 0 0 合 計 2 6 15 11 3 4 7 0

- 1 半年勤務で終了は6ヶ月未満とカウント
- 2 うち発達障害 18人、てんかん 3人、高次脳機能障害 1人を含む

離職者の障害別・離職理由別状況(注:合計の上位の離職理由から順に記載)

(単位:人)

| | 障害· 病気 | キャリア アップ | | 業務遂行 上の課題 | | 職場以外 の要因 | | 基本的労 働習慣の 課題 | | 合計 |
|-------|-----------|-------------|---|--------------|---|-------------|---|--------------------|---|-----|
| 身体障害者 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 知的障害者 | 6 | 1 | 4 | 6 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 4 |
| 精神障害者 | 1 5 | 1 1 | 4 | 2 | 3 | 3 | 0 | 1 | 4 | 4 3 |
| 手帳なし等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 2 1 | 1 4 | 9 | 8 | 4 | 4 | 2 | 2 | 6 | 7 0 |

70 名のうち 23 名は再就職へ(うち発達障害 6人、てんかん 1人を含む)

4 就労移行支援事業 利用者状況 (杉並区障害者雇用支援センター)(P . 1 3)

月別利用者(契約者)数 令和元年度

(単位:人)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 男 | 1 1 | 1 1 | 1 1 | 1 0 | 1 0 | 1 1 | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 女 | 7 | 6 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 合計 | 1 8 | 1 7 | 1 5 | 1 4 | 1 4 | 1 5 | 1 3 | 1 2 | 1 2 | 1 2 | 1 1 | 1 1 |

月別入所者·就職者数 令和元年度

(単位:人)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 入所 | 4 | | | | | 2 | | | 1 | | 1 | |
| 就職 | 1 | 2 | 1 | | | 2 | 1 | | 1 | 2 | | |
| 他退所 | | | | | 1 | | | | | | | |
| 月末 | 1 7 | 1 5 | 1 4 | 1 4 | 1 3 | 1 3 | 1 2 | 1 2 | 1 2 | 1 0 | 1 1 | 1 1 |

利用者(契約者)の性別・年代別状況 令和元年度

(単位:人)

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 合計 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男 | 3 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 4 |
| 女 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 7 |
| 計 | 5 | 1 1 | 3 | 2 | 0 | 0 | 2 1 |

利用者(契約者)の障害別状況 令和元年度 (単位:人)

| 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | その他・手帳なし | 合計 |
|------|------|------|----------|-----|
| 0 | 1 6 | 4 | 1 | 2 1 |

うち発達障害2人を含む

5 就労定着支援事業利用者状況 (杉並区障害者雇用支援センター)(P.15)

月別利用者(契約者)数 令和元年度

(単位:人)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|---------|---------|-----|-----|-----|
| 男 | 9 | 9 | 9 | 1 0 | 1 0 | 1 0 | 9 | 9 | 8 | 9 | 9 | 1 0 |
| 女 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 合計 | 1 4 | 1 4 | 1 4 | 1 4 | 1 4 | 1 4 | 1 2 | 1 1 | 1 0 | 1 1 | 1 2 | 1 3 |

利用者(契約者)の性別・年代別状況 令和元年度 (単位:人)

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40 代 | 50 代 | 60代 | 合計 |
|---|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|
| 男 | 0 | 8 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 2 |
| 女 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 計 | 0 | 1 1 | 4 | 3 | 0 | 0 | 1 8 |

6 団体会員 1 1 団体

| • | PITAR I PIT | | |
|---|-------------------|----|------------------------------------|
| 1 | 特定非営利活動法人 杉並いずみ | 7 | 社会福祉法人 いたるセンター あけぼの作業所 |
| 2 | 社会福祉法人 杉並希望の家 | 8 | 特定非営利活動法人 あおば福祉会 |
| 3 | 社会福祉法人 済美会済美職業実習所 | 9 | 特定非営利活動法人 障害者就労支援 センター どんまい福祉工房 |
| 4 | 社会福祉法人 済美会ひまわり作業所 | 10 | 一般社団法人 ハミングバード tori dori |
| 5 | 杉並・あしたの会福祉作業所 | 11 | 特定非営利活動法人 福祉の家 作業所にしおぎ館 |
| 6 | 社会福祉法人 視覚障害者支援総合 | | |

7 賛助会員 5件

| | 9Ω | |
|---|----|---|
| - | 40 | _ |

令和元年度

理事会・評議員会開催状況

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団役員名簿公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団評議員名簿

理事会開催状況

| 回数 | 開催年月日 | 議案番号 | 件名 | 結果 |
|-------|-------------------------|--|--|---|
| 第1回 | 平成 31 年 4月1日 書面決議 | 議案第1号 議案第2号 | 常務理事の選定について 常務理事を事務局長の職に任命する件 について | 原案決定 原案決定 |
| 第2回 | 平成 31 年 4 月 25 日 | 議案第3号 | 平成30年度公益財団法人杉並区障害 者雇用支援事業団事業報告について 平成30年度公益財団法人杉並区障害 | 原案決定 |
| | | 議案第5号 | 一成30年度公皿別団公人や並と障害者雇用支援事業団決算報告について理事及び監事候補者の推薦について平成31年度第1回評議員会の招集に | 原案決定原案決定 |
| | | 報告事項 | ついて 基本財産の運用について | 報告了承 |
| 第3回 | 令和元年 5月14日 書面決議 | 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 | 理事長の選定について 副理事長の選定について 常務理事の選定について 常務理事を事務局長の職に任命する件 について | 原案決定 原案決定 原案決定 原案決定 |
| 第4回 | 令和元年 8月21日 | 議案第11号 報告事項 報告事項 報告事項 報告事項 | 令和元年度第2回評議員会の招集について 業務執行理事の職務執行状況について 事業実績報告について 未就労者に対するアンケート調査結果 について 「推進プラン」の進捗状況について | 原案決定 報告了承 報告了承 報告了承 報告了承 |
| 第5回 | 令和元年 12月18日 | 議案第12号 報告事項 報告事項 | 職員給与規程の一部改正について 事業実績報告について 「推進プラン」の進捗状況について | 原案決定 報告了承 報告了承 |
| 第 6 回 | 令和 2 年 3 月 19 日 | 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 | 令和2年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団事業計画について 令和2年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団収支予算について 公益事業運営対策積立資産取扱規程の 制定について 常勤理事の報酬額に関する規則の一部 改正について 理事及び監事候補者の推薦について 令和元年度第3回評議員会の招集について 業務執行理事の職務執行状況について | 原案決定原案決定原案決定原案決定原案決定原案決定定原案決定定定案決定定定定定定定定 |

役員名簿

(令和2年3月31日現在)

| 役 職 名 | 氏 名 | 備考 |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 理事長 | 宇賀神 雅彦 | 杉並区副区長 |
| 副理事長 | 高橋 博 | 杉並区障害者団体連合会会長 |
| 常務理事 | 牧島 精一 | 杉並区障害者雇用支援事業団事務局長 |
| 理事 | 谷川 順子 | 済美会常務理事 済美福祉相談室代表 |
| 理事 | 明石 則雄 | 東京都教育庁指導部 特別支援教育指導課 特別支援教育推進室 就労支援員 |
| 理事 | 成見順美 | 杉並区商店会連合会副会長 |
| 理事 | 山下 達雄 | 杉並産業協会常任理事 |
| 理事 | 牧野 光洋 | 東京商工会議所杉並支部副会長 |
| 理事 | 井口 順司 | 杉並区社会福祉協議会常務理事 |
| 理事 | 玉山 雅夫 | 杉並区シルバー人材センター常務理事 |
| 理事 | 森 雅之 | 杉並区保健福祉部長 |
| 監事 | 若原 文安 | 日本公認会計士協会東京会杉並会 |
| 監事 | 南雲 芳幸 | 杉並区会計管理室長 |

評議員会開催状況

| 回数 | 開催年月日 | 番号 | 件 名 | 結 果 |
|-----|--------------------|-------|---------------------------------------|------|
| 第1回 | 令和元年 5月13日 | 議案第1号 | 平成30年度公益財団法人杉並区障害 者雇用支援事業団決算報告について | 原案決定 |
| | | 議案第2号 | 理事及び監事の選任について | 原案決定 |
| | | 報告事項 | 平成30年度公益財団法人杉並区障害 者雇用支援事業団事業報告について | 報告了承 |
| | | 報告事項 | 基本財産の運用について | 報告了承 |
| 第2回 | 令和元年 | 報告事項 | 事業実績報告について | 報告了承 |
| | 8月28日 | 報告事項 | 未就労者に対するアンケート調査結果 について | 報告了承 |
| | | 報告事項 | 「推進プラン」の進捗状況について | 報告了承 |
| 第3回 | 令和 2 年 3 月 26 日 | 議案第3号 | 令和2年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団事業計画について | 原案決定 |
| | | 議案第4号 | 令和2年度公益財団法人杉並区障害者 雇用支援事業団収支予算について | 原案決定 |
| | | 議案第5号 | 理事及び監事の選任について | 原案決定 |
| | | 報告事項 | 公益事業運営対策積立資産取扱規程の 制定について | 報告了承 |

評議員名簿

(令和2年3月31日現在)

| 氏 名 | 備考 |
|---------|--|
| 伊倉 和正 | 同愛会 日の出福祉園支援統括所長 |
| 山本 寿美子 | 杉並希望の家 希望の家施設長 |
| 杉原 千鶴子 | 杉並区障害者団体連合会(杉並区肢体不自由児者父母の会会長) |
| 鈴木 道夫 | 杉並区障害者団体連合会(杉並区聴覚障害者協会副会長) |
| 山本 裕子 | 杉並区障害者団体連合会(杉並家族会会長) |
| 佐藤 弘美 | 東京都知的障害者育成会 杉並障害者自立生活支援センターすだち相談支援専門員 |
| 筒井 弘 | 杉並区商店会連合会副会長 |
| 住田 嘉久 | 杉並産業協会副会長 |
| 神谷 次彦 | 東京商工会議所杉並支部工業分科会会長 |
| 小森田 眞由美 | 杉並障害者福祉会館運営協議会副会長 |
| 渡邉 君子 | 杉並区民生委員児童委員協議会和田堀地区副会長 |
| 鹿野 修二 | 杉並区町会連合会会長 |

令和元年度

決 算 書

貸 借 対 照 表

<u>貸借対照表</u>

令和 2年 3月 31日 現在

| 未収金 | | ,, <u>-</u> - | 34 L - | (単位:円) |
|---|---------------------------------------|---------------|---------------|---------------------------------------|
| 1. 流動資産 現金預金 よい金 6,839,260 5,988,702 880,55 元動資産合計 27,670,125 29,279,605 1,609,48 | 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
| 1. 流動資産 現金預金 | | | | |
| 現金預金 未収金 6,839,260 5,958,702 880,55 | | | | |
| 未収金 | | | | |
| 流動資産合計 27,670,125 29,279,605 1,609,48 2. 固定資産 (1)基本財産 | | | | 2,490,038 |
| 2. 固定資産 (1)基本財産 投資有価証券 479,848,212 479,785,127 63,08 定期預金 23,088,806 23,088,806 基本財産合計 502,937,018 502,873,933 63,08 (2)特定資産 車両取得資金 4,400,000 3,032,148 1,367,85 公益事業運営対策積立資産 4,114,959 0 4,114,959 特定資産合計 8,514,959 3,032,148 5,482,81 (3)その他固定資産 車両運搬具 3 4 付務備品 490,644 552,552 61,90 固定資産合計 490,647 552,556 61,90 固定資産合計 511,942,624 506,458,637 5,483,98 資産合計 539,612,749 535,738,242 3,874,50 負債の部 1. 流動負債 7,431,809 7,606,907 175,08 預り金 1,685,950 3,811,235 2,125,28 流動負債合計 9,117,759 11,418,142 2,300,38 正味財産の部 1. 指定正味財産 寄付金 502,937,018 502,873,933 63,08 (うち基本財産への充当額) (502,937,018) (502,873,933) (63,088 (うち特定資産への充当額) 27,557,972 21,446,167 6,111,80 (うち特定資産への充当額) (8,514,959) (3,032,148) (5,482,811 | | | | 880,558 |
| (1)基本財産 投資有価証券 定期預金 基本財産合計 (23,088,806 23 | | 27,670,125 | 29,279,605 | 1,609,480 |
| 接導有価証券 | | | | |
| 定期預金 23,088,806 23,088,806 3,088 806 基本財産合計 502,937,018 502,873,933 63,08 | (1)基本財産 | | | |
| 基本財産合計 (2)特定資産 車両取得資金 | 投資有価証券 | 479,848,212 | 479,785,127 | 63,085 |
| (2)特定資産 車両取得資金 公益事業運営対策積立資産 特定資産合計 (3)その他固定資産 車両運搬具 | 定期預金 | 23,088,806 | | 0 |
| 車両取得資金 公益事業運営対策積立資産 特定資産合計 (3)その他固定資産 車両運搬具 | 基本財産合計 | 502,937,018 | 502,873,933 | 63,085 |
| 公益事業運営対策積立資産 特定資産合計 8,514,959 3,032,148 5,482,81 (3)その他固定資産 車両運搬具 490,644 552,552 61,90 その他固定資産合計 490,647 552,556 61,90 固定資産合計 511,942,624 506,458,637 5,483,98 資産合計 539,612,749 535,738,242 3,874,50 預り金 1,685,950 3,811,235 2,125,28 流動負債合計 9,117,759 11,418,142 2,300,38 正味財産の部 1. 指定正味財産 寄付金 指定正味財産合計 502,937,018 502,873,933 63,08 指定正味財産合計 (502,937,018) (502,873,933) (63,085,085,085,085,085,085,085,085,085,085 | (2)特定資産 | | | |
| 特定資産合計 (3)その他固定資産 車両運搬具 | 車両取得資金 | 4,400,000 | 3,032,148 | 1,367,852 |
| (3)その他固定資産 車両運搬具 | 公益事業運営対策積立資産 | 4,114,959 | 0 | 4,114,959 |
| 車両運搬具 付器備品 その他固定資産合計 固定資産合計 資産合計 資産合計 負債の部 3 490,644 552,552 556 61,90 552,556 61,90 552,556 61,90 553,738,242 506,458,637 5,483,98 539,612,749 535,738,242 3,874,50 539,612,749 535,738,242 3,874,50 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,90,38 3,08 4,12,12,12 3,00,38 4,12,12 4,14,14,142 2,300,38 4,12,14,148,142 2,300,38 4,12,148,142 2,300,38 4,12,148,142 2,300,38 4,12,148,142 2,300,38 4,12,148,142 2,300,38 4,12,148,142 2,300,38 4,12,148,142 2,300,38 4,12,148,142 2,300,38 4,12,148,142 2,300,38 4,12,148,142 2,300,38 4,14,148,142 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 4,148,148 | 特定資産合計 | 8,514,959 | 3,032,148 | 5,482,811 |
| () 大部 () () () () () () () () () (| (3)その他固定資産 | | | |
| その他固定資産合計 固定資産合計 資産合計 う39,612,749 535,738,242 3,874,50 負債の部 1. 流動負債 未払金 7,431,809 7,606,907 175,09 預り金 1,685,950 3,811,235 2,125,28 流動負債合計 9,117,759 11,418,142 2,300,38 2. 固定負債合計 9,117,759 11,418,142 2,300,38 正味財産の部 1. 指定正味財産 寄付金 502,937,018 502,873,933 63,08 指定正味財産への充当額) (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (うち基本財産への充当額) (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (うち特定資産への充当額) (8,514,959) (3,032,148) (5,482,811 正味財産合計 530,494,990 524,320,100 6,174,88 | 車両運搬具 | 3 | 4 | 1 |
| 固定資産合計 資産合計 資産合計 負債の部 1. 流動負債 未払金 流動負債合計 2. 固定負債 固定負債合計 負債合計 1. 指定正味財産 寄付金 指定正味財産合計 (うち基本財産への充当額) 2. 一般正味財産 (うち特定資産への充当額) 正味財産合計 (うち特定資産への充当額) 正味財産合計 (502,937,018 (8,514,959) (8,514,959) (3,032,148) (502,473,930 (502,473,933) (502,873,933) (502,873,933) (502,873,933) (502,873,933) (502,873,933) (502,873,933) (502,873,933) (63,085 (511,942,624 506,458,637 506,458,637 506,907 175,09 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,125,28 3,811,235 2,300,38 43,08 (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (53, | 什器備品 | 490,644 | 552,552 | 61,908 |
| 資産合計 | その他固定資産合計 | 490,647 | 552,556 | 61,909 |
| 負債の部1. 流動負債不,431,8097,606,907175,09預り金1,685,9503,811,2352,125,28流動負債合計9,117,75911,418,1422,300,382. 固定負債00負債合計9,117,75911,418,1422,300,38正味財産の部1. 指定正味財産9,117,75911,418,1422,300,38指定正味財産合計502,937,018502,873,93363,08(うち基本財産への充当額)(502,937,018)(502,873,933)(63,0852. 一般正味財産27,557,97221,446,1676,111,80(うち特定資産への充当額)(8,514,959)(3,032,148)(5,482,811正味財産合計530,494,990524,320,1006,174,88 | 固定資産合計 | 511,942,624 | 506,458,637 | 5,483,987 |
| 1. 流動負債 未払金 | 資産合計 | 539,612,749 | 535,738,242 | 3,874,507 |
| 未払金 7,431,809 7,606,907 175,09 預り金 1,685,950 3,811,235 2,125,28 流動負債合計 9,117,759 11,418,142 2,300,38 2. 固定負債 0 0 固定負債合計 9,117,759 11,418,142 2,300,38 正味財産の部 1. 指定正味財産 502,937,018 502,873,933 63,08 指定正味財産合計 502,937,018 502,873,933 63,08 (うち基本財産への充当額) (502,937,018) (502,873,933) (63,085 2. 一般正味財産 27,557,972 21,446,167 6,111,80 (うち特定資産への充当額) (8,514,959) (3,032,148) (5,482,811 正味財産合計 530,494,990 524,320,100 6,174,89 | 負債の部 | | | |
| 預り金 1,685,950 3,811,235 2,125,28 | 1. 流動負債 | | | |
| 流動負債合計 9,117,759 11,418,142 2,300,38 2. 固定負債 0 0 0 0 自債合計 9,117,759 11,418,142 2,300,38 正味財産の部 1. 指定正味財産 502,937,018 502,873,933 63,08 指定正味財産合計 502,937,018 502,873,933 63,08 (うち基本財産への充当額) (502,937,018) (502,873,933) (63,085) (502,937,018) (502,873,933) (63,085) (505,482,811) 正味財産合計 (3,514,959) (3,032,148) (5,482,811) 正味財産合計 530,494,990 524,320,100 6,174,89 | 未払金 | 7,431,809 | 7,606,907 | 175,098 |
| 2. 固定負債 0 0 負債合計 9,117,759 11,418,142 2,300,38 正味財産の部 502,937,018 502,873,933 63,08 指定正味財産合計 502,937,018 502,873,933 63,08 (うち基本財産への充当額) (502,937,018) (502,873,933) (63,085 2. 一般正味財産 27,557,972 21,446,167 6,111,80 (うち特定資産への充当額) (8,514,959) (3,032,148) (5,482,811 正味財産合計 530,494,990 524,320,100 6,174,89 | 預り金 | 1,685,950 | 3,811,235 | 2,125,285 |
| 固定負債合計 0 0 0 0 0 1 1,418,142 2,300,38 正味財産の部 1. 指定正味財産 502,937,018 502,873,933 63,08 指定正味財産合計 502,937,018 502,873,933 63,08 (うち基本財産への充当額) (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,873,933) (63,085 (502,873,933) (53,085 (5 | 流動負債合計 | 9,117,759 | 11,418,142 | 2,300,383 |
| 負債合計9,117,75911,418,1422,300,38正味財産の部502,937,018502,873,93363,08指定正味財産合計502,937,018502,873,93363,08(うち基本財産への充当額)(502,937,018)(502,873,933)(63,0852. 一般正味財産27,557,97221,446,1676,111,80(うち特定資産への充当額)(8,514,959)(3,032,148)(5,482,811正味財産合計530,494,990524,320,1006,174,89 | 2. 固定負債 | | | |
| 正味財産の部 1. 指定正味財産 寄付金 指定正味財産合計 (うち基本財産への充当額) 2. 一般正味財産 (うち特定資産への充当額) 正味財産合計 (うち特定資産への充当額) 正味財産合計 (うち特定資産への充当額) (3,032,148) (530,494,990) (530,494,990) (530,873,933) (63,085) (502,937,018) (502,873,933) (63,085) (502,937,018) (502,873,933) (63,085) (63,08 | 固定負債合計 | 0 | 0 | 0 |
| 1. 指定正味財産 寄付金 指定正味財産合計 (うち基本財産への充当額) 502,937,018 502,937,018 502,873,933 (502,873,933) 63,08 | 負債合計 | 9,117,759 | 11,418,142 | 2,300,383 |
| 寄付金502,937,018502,873,93363,08指定正味財産合計502,937,018502,873,93363,08(うち基本財産への充当額)(502,937,018)(502,873,933)(63,0852. 一般正味財産27,557,97221,446,1676,111,80(うち特定資産への充当額)(8,514,959)(3,032,148)(5,482,811正味財産合計530,494,990524,320,1006,174,89 | 正味財産の部 | | | |
| 指定正味財産合計 502,937,018 502,873,933 63,08 (うち基本財産への充当額) (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,937,018) (502,873,933) (63,085 (502,87 | 1. 指定正味財産 | | | |
| (うち基本財産への充当額)(502,937,018)(502,873,933)(63,085)2. 一般正味財産27,557,97221,446,1676,111,80(うち特定資産への充当額)(8,514,959)(3,032,148)(5,482,811)正味財産合計530,494,990524,320,1006,174,89 | 寄付金 | 502,937,018 | 502,873,933 | 63,085 |
| 2. 一般正味財産27,557,97221,446,1676,111,80(うち特定資産への充当額)(8,514,959)(3,032,148)(5,482,811正味財産合計530,494,990524,320,1006,174,89 | 指定正味財産合計 | 502,937,018 | 502,873,933 | 63,085 |
| 2. 一般正味財産27,557,97221,446,1676,111,80(うち特定資産への充当額)(8,514,959)(3,032,148)(5,482,811正味財産合計530,494,990524,320,1006,174,89 | (うち基本財産への充当額) | (502,937,018) | (502,873,933) | (63,085) |
| (うち特定資産への充当額)(8,514,959)(3,032,148)(5,482,811正味財産合計530,494,990524,320,1006,174,89 | 2. 一般正味財産 | | · | 6,111,805 |
| 正味財産合計 530,494,990 524,320,100 6,174,89 | | | | (5,482,811) |
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | , | 6,174,890 |
| | | | | 3,874,507 |
| | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |

正 味 財 産 増 減 計 算 書

<u>正味財産増減計算書</u>

平成 31年 4月 1日 から令和 2年 3月 31日 まで

| | | ., <u>-</u> - | (単位:円) |
|---|-----------------------|---------------------|-------------------|
| 科 目 | 当 年 度 | 前年度 | 増減 |
| | | | |
| 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1)経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息 | 10,308 | = | 0 |
| 基本財産受取利息振替額 | 4,464,647 | 5,584,000 | 1,119,353 |
| 基本財産運用益計 | 4,474,955 | 5,594,308 | 1,119,353 |
| 受取会費 | | | |
| 団体正会員受取会費 | 11,000 | = | 0 |
| 賛助会員受取会費 | 20,000 | | 5,000 |
| 受取会費計 | 31,000 | 36,000 | 5,000 |
| 事業収益 | | | |
| 就労移行支援事業収入 | 2,047,120 | | 361,391 |
| 受託事業収入 | 71,300,449 | | 2,626,384 |
| 受取訓練等給付金 | 39,437,156 | | 9,124,375 |
| 受取利用者負担金 | 115,826 | | 83,238 |
| 施設外就労業務事業収入 | 86,000 | | 16,000 |
| 事業収益計 | 112,986,551 | 101,696,421 | 11,290,130 |
| 受取補助金等 | | | |
| 受取区補助金 | 10,216,000 | | 3,381,000 |
| 受取区サービス推進補助金 | 3,520,000 | | 316,000 |
| 受取区交通費等補助金 | 1,087,516 | | 165,208 |
| 受取補助金等計 | 14,823,516 | 18,355,308 | 3,531,792 |
| 維収益 | | | |
| 受取利息 | 367 | 387 | 20 |
| 雑収益 | 14,980 | | 28,020 |
| 雑収益計 | 15,347 | 43,387 | 28,040 |
| 経常収益計 | 132,331,369 | 125,725,424 | 6,605,945 |
| (2)経常費用 | | | |
| 事業費 | 5 074 057 | 5 074 057 | 0 |
| 役員報酬 40×14 至 12 | 5,374,857 | · · · | 0 405 404 |
| 給料手当 | 39,945,469 | | 2,405,461 |
| 非常勤職員報酬 | 30,463,719 | | 1,565,936 |
| 通勤交通費 | 2,815,334 | | |
| 退職給付費用 | 1,200,000 | | 240,000 |
| 福利厚生費 注定項利费 | 224,993 14,330,418 | | 195,933 |
| 法定福利費 旅費交通費 | | | 488,061 |
| 派員文理員 通信連搬費 | 1,766,932 | 1,816,706 | 49,774 56,701 |
| 通信建 城員 減価償却費 | 1,157,850 | 1,101,059 70,756 | 56,791 9,947 |
| バーリング ドボル バード バード バード バード バース ファイ・スティー バー | 61,909 172,810 | 70,730 | 8,847 172,810 |
| | 1,609,370 | 1,829,168 | 219,798 |
| /月秋四頁 修繕費 | 162,168 | 1,629,166 | 219,798 16,073 |
| 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1 | 372,094 | 241,488 | 130,606 |
| いる。 が料費 | 48,253 | 49,571 | 1,318 |
| 光熱水料費 | 1,168,414 | 1,214,952 | 46,538 |
| た | 1,916,771 | 2,548,384 | 631,613 |
| 支払保険料 | 754,987 | 734,127 | 20,860 |
| 文仏 床 灰 科 諸 謝 金 諸 謝 金 | 2,201,000 | | 123,900 |
| 租税公課 | 5,637,000 | 4,291,100 | 1,345,900 |
| 支払負担金 | 611,900 | 453,056 | 158,844 |
| 人以只是亚 | 011,300 | 400,000 | 130,044 |

| 委託費 | 6,685,729 | 6,972,869 | 287,140 |
|---------------------------------------|-------------|-------------|-----------|
| 図書費 | 0 | 37,048 | 37,048 |
| 訓練奨励金 | 60,000 | 153,000 | 93,000 |
| 支払報酬 | 244,800 | 244,800 | 0 |
| 支払利用者工賃 | 578,735 | 584,927 | 6,192 |
| 外注加工費 | 1,338,206 | 1,690,601 | 352,395 |
| 施設外就労作業工賃 | 86,000 | 102,000 | 16,000 |
| 支払交通費給付金 | 615,916 | 512,708 | 103,208 |
| 支払給食費給付金 | 471,600 | 409,600 | 62,000 |
| えばれ | 294,081 | 271,441 | 22,640 |
| 事業費計 | 122,371,315 | 122,633,647 | 262,332 |
| デスタロ 管理費 | 122,371,313 | 122,033,047 | 202,332 |
| ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ | 1 710 715 | 1 761 715 | 42 000 |
| | 1,719,715 | 1,761,715 | 42,000 |
| 非常勤職員報酬 | 387,036 | | 324 |
| 通勤交通費 | 14,702 | 65,082 | 50,380 |
| 福利厚生費 | 3,206 | 5,780 | 2,574 |
| 法定福利費 | 617,640 | 584,346 | 33,294 |
| 旅費交通費 | 2,063 | 2,850 | 787 |
| 通信運搬費 | 45,055 | 42,517 | 2,538 |
| 減価償却費 | 0 | 466 | 466 |
| 消耗品費 | 46,715 | 81,222 | 34,507 |
| 印刷製本費 | 326,754 | 535,128 | 208,374 |
| 光熱水料費 | 61,496 | 63,946 | 2,450 |
| 賃借料 | 56,560 | 89,802 | 33,242 |
| 諸謝金 | 24,000 | 16,000 | 8,000 |
| 租税公課 | 62,850 | 62,010 | 840 |
| 委託費 | 346,373 | 336,144 | 10,229 |
| 図書費 | 48,444 | 48,444 | 0 |
| 会議費 | 23,750 | 24,750 | 1,000 |
| 涉外交流費 | 6,480 | 9,136 | 2,656 |
| 雑費 | 55,410 | 26,882 | 28,528 |
| 管理費計 | 3,848,249 | 4,142,932 | 294,683 |
| 経常費用計 | 126,219,564 | 126,776,579 | 557,015 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 6,111,805 | 1,051,155 | 7,162,960 |
| 当期経常増減額 | 6,111,805 | 1,051,155 | 7,162,960 |
| 3 2. 経常外増減の部 | 0,111,003 | 1,001,100 | 7,102,900 |
| | | | |
| (1)経常外収益 | | 0 | ^ |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2)経常外費用 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 444 005 | 0 | 7 400 000 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 6,111,805 | 1,051,155 | 7,162,960 |
| 当期一般正味財産増減額 | 6,111,805 | 1,051,155 | 7,162,960 |
| 一般正味財産期首残高 | 21,446,167 | 22,497,322 | 1,051,155 |
| 一般正味財産期末残高 | 27,557,972 | 21,446,167 | 6,111,805 |
| 指定正味財産増減の部 | | | |
| 基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息 | 4,527,732 | 5,658,995 | 1,131,263 |
| 一般正味財産への振替額 | | | |
| 一般正味財産への振替額 | 4,464,647 | 5,584,000 | 1,119,353 |
| 当期指定正味財産増減額 | 63,085 | 74,995 | 11,910 |
| 指定正味財産期首残高 | 502,873,933 | 502,798,938 | 74,995 |
| 指定正味財産期末残高 | 502,937,018 | 502,873,933 | 63,085 |
| 正味財産期末残高 | 530,494,990 | 524,320,100 | 6,174,890 |
| エーバスはエババストリ | 300,104,000 | 321,020,100 | 0,177,000 |
| | | | |

| - | 40 | _ |
|---|-----------|---|
|---|-----------|---|

正味財産増減計算書内訳表

正味財産増減計算書内訳表

平成 31年 4月 1日 から令和 2年 3月 31日 まで

| (単位 | | | | |
|-------------------|-------------------------|-----------|------------|------------------------|
| 科目 | 公益目的事業 会計 | 法人会計 | 内部取引 消去 | 合計 |
| ᆒᆍᄜᅷᅷᅼᄽᅷᇫᅘ | | | | |
| 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1)経常収益 | | | | |
| 基本財産運用益 | | 40,000 | | 40.000 |
| 基本財産受取利息 | 0 | 10,308 | 0 | 10,308 |
| 基本財産受取利息振替額 | 0 | 4,464,647 | 0 | 4,464,647 |
| 基本財産運用益計 | U | 4,474,955 | 0 | 4,474,955 |
| 受取会費 団体正会員受取会費 | 11,000 | 0 | 0 | 11,000 |
| 世界正云貞文取云貞 | 20,000 | 0 | 0 | 20,000 |
| | 31,000 | 0 | 0 | 31,000 |
| 事業収益 | 31,000 | 0 | U | 31,000 |
| 就労移行支援事業収入 | 2,068,620 | 0 | 21,500 | 2,047,120 |
| 受託事業収入 | 71,300,449 | 0 | 21,000 | 71,300,449 |
| 受取訓練等給付金 | 39,437,156 | 0 | o O | 39,437,156 |
| 受取利用者負担金 | 115,826 | 0 | ő | 115,826 |
| 施設外就労業務事業収入 | 86,000 | 0 | 0 | 86,000 |
| 事業収益計 | 113,008,051 | 0 | 21,500 | 112,986,551 |
| 受取補助金等 | -,, | | , | , , |
| 受取区補助金 | 10,216,000 | 0 | 0 | 10,216,000 |
| 受取区サービス推進補助金 | 3,520,000 | 0 | 0 | 3,520,000 |
| 受取区交通費等補助金 | 1,087,516 | 0 | 0 | 1,087,516 |
| 受取補助金等計 | 14,823,516 | 0 | 0 | 14,823,516 |
| 雑収益 | | | | |
| 受取利息 | 59 | 308 | 0 | 367 |
| 雑収益 | 13,000 | 1,980 | 0 | 14,980 |
| 維収益計 | 13,059 | 2,288 | 0 | 15,347 |
| 経常収益計 | 127,875,626 | 4,477,243 | 21,500 | 132,331,369 |
| (2)経常費用 | | | | |
| 事業費 | F 074 0F7 | 0 | 0 | E 074 0E7 |
| 役員報酬 給料手当 | 5,374,857 | 0 | 0 | 5,374,857 |
| | 39,945,469 | 0 | 0 | 39,945,469 |
| 非常勤職員報酬 通勤交通費 | 30,463,719 2,815,334 | 0 | 0 | 30,463,719 |
| 退職給付費用 | 1,200,000 | 0 | 0 0 | 2,815,334 1,200,000 |
| 福利厚生費 | 224,993 | 0 | 0 | 224,993 |
| 法定福利費 | 14,330,418 | 0 | 0 | 14,330,418 |
| 旅費交通費 | 1,766,932 | 0 | 0 | 1,766,932 |
| 通信運搬費 | 1,157,850 | 0 | 0 | 1,157,850 |
| 減価償却費 | 61,909 | Ő | 0 | 61,909 |
| 消耗什器備品費 | 172,810 | Ő | 0 | 172,810 |
| 消耗品費 | 1,609,370 | 0 | ő | 1,609,370 |
| 修繕費 | 162,168 | 0 | Ö | 162,168 |
| 印刷製本費 | 372,094 | 0 | 0 | 372,094 |
| 燃料費 | 48,253 | 0 | 0 | 48,253 |
| 光熱水料費 | 1,168,414 | 0 | 0 | 1,168,414 |
| 賃借料 | 1,916,771 | 0 | 0 | 1,916,771 |
| 支払保険料 | 754,987 | 0 | 0 | 754,987 |
| 諸謝金 | 2,201,000 | 0 | 0 | 2,201,000 |
| 租税公課 | 5,637,000 | 0 | 0 | 5,637,000 |
| 支払負担金 | 611,900 | 0 | 0 | 611,900 |

| | | -1 | | |
|-----------------|--|-------------|--------|-------------|
| 委託費 | 6,707,229 | 0 | 21,500 | 6,685,729 |
| 訓練奨励金 | 60,000 | 0 | 0 | 60,000 |
| 支払報酬 | 244,800 | 0 | 0 | 244,800 |
| 支払利用者工賃 | 578,735 | 0 | 0 | 578,735 |
| 外注加工費 | 1,338,206 | 0 | 0 | 1,338,206 |
| 施設外就労作業工賃 | 86,000 | 0 | ő | 86,000 |
| 支払交通費給付金 | 615,916 | 0 | 0 | 615,916 |
| | | | 0 | |
| 支払給食費給付金 | 471,600 | 0 | U | 471,600 |
| 維費 | 294,081 | 0 | 04 500 | 294,081 |
| 事業費計 | 122,392,815 | 0 | 21,500 | 122,371,315 |
| 管理費 | | | | |
| 役員報酬 | 0 | 1,719,715 | 0 | 1,719,715 |
| 非常勤職員報酬 | 0 | 387,036 | 0 | 387,036 |
| 通勤交通費 | 0 | 14,702 | 0 | 14,702 |
| 福利厚生費 | 0 | 3,206 | 0 | 3,206 |
| 法定福利費 | 0 | 617,640 | 0 | 617,640 |
| 旅費交通費 | 0 | 2,063 | 0 | 2,063 |
| 通信運搬費 | 0 | 45,055 | 0 | 45,055 |
| 消耗品費 | Ö | 46,715 | ő | 46,715 |
| 印刷製本費 | 0 | 326,754 | ŏ | 326,754 |
| 光熱水料費 | 0 | 61,496 | 0 | 61,496 |
| 5 借料 | 0 | 56,560 | ő | 56,560 |
| 諸謝金 | 0 | , | _ | |
| | U | 24,000 | 0 | 24,000 |
| 租税公課 | 0 | 62,850 | 0 | 62,850 |
| 委託費 | 0 | 346,373 | 0 | 346,373 |
| 図書費 | 0 | 48,444 | 0 | 48,444 |
| 会議費 | 0 | 23,750 | 0 | 23,750 |
| 涉外交流費 | 0 | 6,480 | 0 | 6,480 |
| 雑費 | 0 | 55,410 | 0 | 55,410 |
| 管理費計 | 0 | 3,848,249 | 0 | 3,848,249 |
| 経常費用計 | 122,392,815 | 3,848,249 | 21,500 | 126,219,564 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 5,482,811 | 628,994 | 0 | 6,111,805 |
| 当期経常増減額 | 5,482,811 | 628,994 | 0 | 6,111,805 |
| 2. 経常外増減の部 | , | , | | , |
| (1)経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2)経常外費用 | , and the second | Ü | , , | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | n |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | <u>0</u> |
| ヨ 知 | 5,482,811 | 628,994 | 0 | 6,111,805 |
| 当期一般正味財産増減額 | 5,482,811 | 628,994 | 0 | 6,111,805 |
| | | | | |
| 一般正味財産期首残高 | 2,465,849 | 18,980,318 | 0 | 21,446,167 |
| 一般正味財産期末残高 | 7,948,660 | 19,609,312 | 0 | 27,557,972 |
| 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 基本財産運用益 | _ | | _ | |
| 基本財産受取利息 | 0 | 4,527,732 | 0 | 4,527,732 |
| 一般正味財産への振替額 | | | | |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 4,464,647 | 0 | 4,464,647 |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 63,085 | 0 | 63,085 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 502,873,933 | 0 | 502,873,933 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 502,937,018 | 0 | 502,937,018 |
| 正味財産期末残高 | 7,948,660 | 522,546,330 | 0 | 530,494,990 |
| | . , 5 . 5 , 5 0 0 | | | |
| | | | | |

| | 4 4 | |
|---|-----|---|
| _ | 44 | _ |

財務諸表に対する注記

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)によっている。

(2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

車両運搬具、什器備品・・・旧定額法及び定額法によっている。

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

| 科目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 基本財産 | | | | |
| 投資有価証券 | 479,785,127 | 100,063,085 | 100,000,000 | 479,848,212 |
| 定期預金 | 23,088,806 | 0 | 0 | 23,088,806 |
| 小 計 | 502,873,933 | 100,063,085 | 100,000,000 | 502,937,018 |
| 特定資産 | | | | |
| 車両取得資金 | 3,032,148 | 1,367,852 | 0 | 4,400,000 |
| 公益事業運営対策積立資産 | 0 | 4,114,959 | 0 | 4,114,959 |
| 小 計 | 3,032,148 | 5,482,811 | 0 | 8,514,959 |
| 合 計 | 505,906,081 | 105,545,896 | 100,000,000 | 511,451,977 |

3.基本財産及び特定資産の財源等の内訳 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

| 科目 | 当期末残高 | (うち指定正味 財産からの充当 額) | (うち一般正味 財産からの充当 額) | (うち負債に対 応する額) |
|--------------|-------------|--------------------------|--------------------------|------------------|
| 基本財産 | | | | |
| 投資有価証券 | 479,848,212 | (479,848,212) | (0) | |
| 定期預金 | 23,088,806 | (23,088,806) | (0) | |
| 小 計 | 502,937,018 | (502,937,018) | (0) | |
| 特定資産 | | | | |
| 車両取得資金 | 4,400,000 | (0) | (4,400,000) | |
| 公益事業運営対策積立資産 | 4,114,959 | (0) | (4,114,959) | |
| 小 計 | 8,514,959 | (0) | (8,514,959) | |
| 合 計 | 511,451,977 | (502,937,018) | (8,514,959) | |

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 ・固定負産の取侍1個領、 原1個原本系 11 限及 2 コポパスス 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。 ____(単位:円)

| | | | (1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|-------|-----------|-----------|---------------------|
| 科目 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
| 車両運搬具 | 2,917,640 | 2,917,637 | 3 |
| 什器備品 | 924,000 | 433,356 | 490,644 |
| 合 計 | 3,841,640 | 3,350,993 | 490,647 |

5.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

| | | | (+ 12 + 13 / |
|-------------------------|-------------|-------------|---------------|
| 種類及び銘柄 | 帳簿価額 | 時価 | 評価損益 |
| 政保日本高速道路保有債務返済機構債 第135回 | 79,997,441 | 81,040,000 | 1,042,559 |
| 北海道公募公債 平成23年度 第6回 | 100,000,000 | 101,563,000 | 1,563,000 |
| 北海道公募公債 平成23年度 第8回 | 99,957,345 | 101,650,000 | 1,692,655 |
| 大阪府公募公債 第373回 | 99,893,426 | 102,836,000 | 2,942,574 |
| 福岡市公募公債 2019年度 第3回 | 100,000,000 | 100,630,000 | 630,000 |
| 合 計 | 479,848,212 | 487,719,000 | 7,870,788 |

6.補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

| 補助金の 名称 | 交付者 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 貸借対照表上の 記載区分 |
|-------------------------------------|-----|---------|------------|------------|---------|-----------------|
| 区補助金 | 杉並区 | 0 | 10,216,000 | 10,216,000 | 0 | - |
| 区障害者 通所施設 サービス 推進事業 補助金 | 杉並区 | 85,000 | 3,503,000 | 3,605,000 | 17,000 | 流動資産 |
| 区障害福 祉サービ ス事業所 交通費等 補助金 | 杉並区 | 155,072 | 972,488 | 1,087,516 | 270,100 | 流動資産 |
| 合 | 計 | 70,072 | 14,691,488 | 14,908,516 | 287,100 | |

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円) 内容 金 額 経常収益への振替額 4,464,647 目的達成による指定解除(基本財産受取利息)

附属明細書

附属明細書

1.重要な固定資産の明細

(単位:円)

| 区分 | 資産の種類 | 期首帳簿価額 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末帳簿価額 |
|------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 投資有価証券 | 479,785,127 | 100,063,085 | 100,000,000 | 479,848,212 |
| 基本財産 | 定期預金 | 23,088,806 | 0 | 0 | 23,088,806 |
| | 基本財産計 | 502,873,933 | 100,063,085 | 100,000,000 | 502,937,018 |
| | 車両取得資金 | 3,032,148 | 1,367,852 | 0 | 4,400,000 |
| 特定資産 | 公益事業運営対策積立資産 | 0 | 4,114,959 | 0 | 4,114,959 |
| | 特定資産計 | 3,032,148 | 5,482,811 | 0 | 8,514,959 |
| その他固 | 車両運搬具 | 4 | 0 | 1 | 3 |
| 定資産 | 什器備品 | 552,552 | 0 | 61,908 | 490,644 |
| | その他固定資産計 | 552,556 | 0 | 61,909 | 490,647 |

2. 引当金の明細

引当金の計上なし

| | E 9 | |
|---|-----|---|
| - | J2 | - |

財 産 目 録

財産目録

令和 2年 3月 31日 現在

| 貸借対照表科目 | | 場所・物量等 | 使用目的等 | 金 | · <u>加·口)</u> 額 |
|-------------|--------------|---|------------------------------------|-------------|----------------------------------|
| | | 物別・初里守 | 使用目的等 | 並 | 合共 |
| (流動資産) | 現金 | 手元保管現金 | 運転資金 | | 406 044 |
| | 玩並 預金 | 普通預金 | 建松貝並 | | 406,941 |
| | 八只立 | ■週間型 みずほ銀行 荻窪支店 | 運転資金 | 17 | ,998,887 |
| | | かずは銀行 荻窪支店 | 建和食並 同上 | 17 | , 990 , 00 <i>1</i> 497 , 986 |
| | | みずほ銀行 荻窪支店 | 9 同上 | 1 | ,927,051 |
| | 未収金 | 東京都国民健康保険団体連合会 | 訓練等給付金(2・3月分) | | , 327 , 031 , 770 , 174 |
| | 714 17(302 | 政保日本高速道路債等 | 基本財産である債券の経過利息 | | 625,407 |
| | | 杉並区 | 交通費、給食費補助金(1月~3 | | 270,100 |
| | | 722 | 月分) | | 270,100 |
| | | 杉並区 | 通所施設サービス推進事業補助金 | | 17,000 |
| | | ㈱第一産業他3件 | 軽作業事業収入(3月分) | | 145,836 |
| | | その他 3件 | 傷害保険料清算金等 | | 10,743 |
| 流動資産合計 | | | | 27. | ,670,125 |
| (固定資産) | | | | | |
| 基本財産 | | | | | |
| | 投資有価 | 政保日本高速道路保有債務返済 | 管理業務用財産であり、運用益 | 79 | ,997,441 |
| | 証券 | 機構債 第135回 | を管理費の財源として使用して | | |
| | | 北海道公募公債 平成23年度第6 | いる。 同上 | 100 | 000 000 |
| | | 心母追公券公債 千成23年度第0 | | 100 | ,000,000 |
| | | 北海道公募公債 平成23年度第8 | 同上 | 99. | ,957,345 |
| | | | | | • |
| | | 大阪府公募公債 第373回 | 同上 | 99 | ,893,426 |
| | | | | 100 | ,000,000 |
| | | 福岡市公募公債 2019年度第3回 | 同上 | | , |
| | 定期預金 | 西京信用金庫 上井草支店 | 同上 | 10 | ,000,000 |
| | | 東京中央農業協同組合 井荻支 | 同上 | | ,000,000 |
| | | 店 | | | |
| | | 西武信用金庫 杉並営業部 | 同上 | 3 | ,088,806 |
| 特定資産 | 丰工 四亿 | 並 > 3 7 5 人 | 次立即仍次人才士19 八头口头 | | |
| | · · | 普通預金 | 資産取得資金であり、公益目的事業における東西の買券を取得 | | 400 000 |
| | 資金 | │ みずほ銀行 荻窪支店 │ | 事業における車両の買替え取得 に備えるための資金である。 | 4 | ,400,000 |
| | | | | | |
| | 公益事業 | 普通預金 | 特定費用準備資金であり、公益 | | |
| | 運営対策 | ひずに銀行 荻窪支店 | 目的事業の将来の収益の変動に | 4 | ,114,959 |
| | 積立資産 | | 備えるための資金である。 | - , | , , |
| スの他口穴流 | | | | | |
| その他固定資産 | 古声浑柳 | レッチョン AMP | | | _ |
| 连 | 車両運搬 具 | 軽自動車、バン、3輪バイク | 共用財産であり、95%が公益目 的保有財産、残りの5%が管理 | | 3 |
| | ~ | | 業務用財産である。 | | |
| | 什器備品 | 紙折機、結束機 | 公益目的保有財産であり、公益 | | 490,644 |
| | тт нн гт нн | 1120 / 1144 5 1 2 1250 | 目的事業の用に供している。 | | 100,017 |
| 固定資産合計 | | | l | 511 | ,942,624 |
| 資産合計 | | | | , 612 , 749 | |
| 只注口印 | | | | 559 | ,012,148 |

| (流動負債) | | | | |
|--------|-----|---------------|-----------------------------|-----------|
| | 未払金 | 事業団職員 | 超過勤務手当、旅費及びパートタイマー報酬 3月分 | 656,236 |
| | | 日本本年金機構 | 社会保険料 3月分 | 936,587 |
| | | 杉並区 | 建物管理委託費 12月~3月分 | 1,342,936 |
| | | 杉並区 | 光熱水費 12月~3月分 | 427,503 |
| | | (有)ボトムライン | ドメイン更新料他 3月分 | 24,310 |
| | | 栄和清運㈱ | 廃棄物収集運搬委託代 3月分 | 4,763 |
| | | 和泉ビジネスマシン | コピーチャージ料 3月分 | 69,612 |
| | | (株)NTTドコモ | 携带電話料金 3月分 | 3,492 |
| | | (株)市川商店 | 事務用品費 3月分 | 67,960 |
| | | カウネット | 事務用品費 3月分 | 3,223 |
| | | (株)リクルート | システム利用料 3月分 | 8,800 |
| | | 杉並税務署 | 未払消費税額 | 3,481,800 |
| | | 社福)あけぼの作業所他4件 | 軽作業(3月分)の未払額 | 99,756 |
| | | 訓練生 | 交通費、給食費給付金 1月~3 月分 | 270,100 |
| | | 訓練生 | 軽作業工賃 3月分 | 34,731 |
| | 預り金 | 杉並区 | 令和元年度就労支援センター事業受 託料運営返還金 | 1,525,551 |
| | | 日本年金機構 | 社会保険料 | 160,399 |
| 流動負債合計 | - | | | 9,117,759 |
| 固定負債合計 | | | | 0 |
| 負債合計 | | | 9,117,759 | |
| 正味財産 | | | 530,494,990 | |

| - 56 | - |
|------|---|
|------|---|

令和元年度

監 査 報 告 書

監査報告書

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団 理事長 宇賀神 雅彦 様

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

私たち監事は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款第9条及び第27条の規 定に基づき、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度における業務及 び会計に関する監査を行いました。その結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

- (1)業務監査については、理事会に出席するとともに、理事等から業務の報告を聴取し、 関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しま した。
- (2)会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類及び財産目録の正確性を検討しました。

2. 監査意見

- (1)事業報告書は、法令及び定款に従い当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
 - (2)貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、当 法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと 認めます。
 - (3)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

| 公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款 |
|-----------------------|
| |
| |

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団(以下「事業団」という。) と称する。

(事務所)

第2条 事業団は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 事業団は、就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援
 - (2) 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援
 - (3) 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発
 - (4) 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援
 - (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - (6) その他事業団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- **第5条** 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 事業団の財産の管理及び運用の方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第7条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を 作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 事業団に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産 によって生計を維持しているもの
 - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ イから工までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア理事

- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除 く。)である者
- (ア) 国の機関
- (イ) 地方公共団体
- (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人

(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- **2** 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- **3** 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。 (報酬等)
- **第14条** 評議員に対して、各年度の総額が 360,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する ほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員 会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する時は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面を もって招集の通知を発しなければならない。
- **4** 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。 (決議)
- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があった ものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選任され た議事録署名人2名以上がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第24条 事業団に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 9 名以上 1 2 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とし、1名の副理事長を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長(前項の規定により副理事長を置くときに限る。以下同じ。)及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- **3** 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、 理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事には、事業団の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び評議員(親族 その他特殊の関係にある者を含む。)並びに事業団の使用人が含まれてはならない。また、 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- **第26条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、事業団を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、 事業団の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、 退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、 他の理事の残存期間と同一とする。
- 3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期 の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事として の権利義務を有する。

(役員の解任)

- **第29条** 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任 することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員 の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき(役員の報酬等)
- **第30条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- **2** 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。 (損害賠償責任の免除)
- 第31条 事業団は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第114条第 1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき は、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠 償責任について、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は次の職務を行う。
 - (1) 事業団の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- **3** 理事会を招集する者は、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対して書面をもって通知しなければならない。
- **4** 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の 意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。 ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第42条 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他 法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により事業団が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税 特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 事業団の公告は、電子公告による。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

- 第46条 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 会員

(会員)

- 第47条 事業団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第48条 事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財 務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第49条 事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整 備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 事業団の最初の理事長は松沼信夫、副理事長は高橋博、常務理事は土屋義雄とする。

附 則

この定款は、平成25年8月30日から施行する。

令和2年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団事業計画書・収支予算書

自令和2年4月1日

至令和3年3月31日

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

目 次

| 令和2年度事業計画書 | 1 |
|------------|-------|
| | |
| 今和2年度収支予算書 | Ç |

令和2年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

事業計画書

基本方針

令和元年6月における東京都内の障害者雇用状況については、民間企業で雇用されている障害者数は、約20万4千人で、前年比約1万6百人増加し、実雇用率では2.00%と前年比0.06ポイント上昇し、いずれも過去最高を更新した。

法定雇用率の達成状況については、達成企業の割合は32.0%であり、未達成企業数は約1万4千社であった。未達成企業のうち、雇用不足人数が1人以下である企業が、約7千6百社(53.5%)と過半数を占めており、さらに、そのうちの約5千8百社(76.0%)は従業員数が45.5人から100人未満の規模の企業となっている。

また、平成30年4月からは精神障害者が障害者雇用率に算入されたことに伴い、法定雇用率が引上げられて現在2.2%で施行されているが、さらに令和3年4月までには、段階的に2.3%に引き上げられることになっている。

こうした中、当事業団は、平成30年度に策定した「ワークサポート杉並・事業推進プラン(2019~2023年度)」の年次プランに基づき、令和2年度の事業計画の着実な実施を図っていく。特に今年度はプランを実施して2年目となるため、各事業項目の進捗状況及び実施状況を点検しつつ、雇用環境の変化に対応しながら事業の一層の充実を図っていく。

また、事業を担う職員についても人材育成計画に基づく研修等を通じて能力・技能の向上に努めていく。

事業計画

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------|---|
| 障害者に対する就労支援及びこ | 」 |
| 1 就労相談 | ・就労に関する情報の提供をはじめ、安定した職業生活を送る ため、日常生活面を含め他機関と連携した幅広い相談業務を 行う。 ・相談時間帯の拡大【推進プランP.12】 ・求人情報検索サービスの提供【推進プランP.12】 |
| | ・水人情報快系リーに入り提供【推進プラフト:12】 |
| 2 利用者に対する就労·生活 支援 | ・利用者のニーズに応じた就労支援とともに、必要な生活支援 を一体的に行う。就職後は安定して働き続けられるよう各種 支援を行う。 |
| | ·就職している知的障害者及び精神·発達障害者の余暇活動 支援の充実【 推進プラン P.13】 |
| | ・生活スキル向上プログラム(独自サーピス)の実施【 推進プラン P.18】 |
| | ・就職準備フェアの実施 |
| 3 職場体験機会の提供 | ·利用者が就職への意欲を高められるよう、区役所や企業等での 職場体験実習や障害者が就労している企業の見学会を行う。 |
| | ・企業見学会と企業等体験実習の充実【推進プランP.19】 |
| 4 職業評価 | ・就労面での課題等について職業評価を充実することにより、 支援計画の策定や円滑な就労支援活動に役立てる。 |
| | ・PCスキルチェックの施行、実施【 推進プラン P.12】 PC操作、入力作業に自信のない障害者を対象に基本的なスキルを アセスメントし、障害者自身の就労活動等に活用する。 |
| | る事項についての相談助言等の支援(第2号事業) |
| 1 情報の提供 | (1)企業向け簡易リーフレット等の発行 ・区内企業の雇用支援に伴い、障害特性とその対応に関する内容等を 盛り込んだ簡易リーフレット等を作成し配付する。 |
| | (2)個別相談 ・障害者を雇用している、または雇用する意向のある事業主に対し 障害者の雇用や職場定着に対する助言、その他の援助を行う。 |
| 2 企業向けセミナー等の開催 | ・障害者雇用に関するセミナーを開催し、障害者に対する理解を 深めることにより、企業における障害者雇用の促進と就業障害 者の職場定着を図る。 |
| 1 | |

| 時 期 | 対象 | 規 模 等 | 備 |
|------------------|---------------|------------------|---|
| Tract. | <u> </u> | 高红40分/4 | |
| 通年 | 就労を希望する障害 | 電話相談 7,600件 | |
| | 者、現に就労している | 来所相談 1,200件 | |
| | 障害者 | 訪問相談 2,200件 | |
| 通年(週2日) | <i>II</i> | 毎火・木曜日、19時まで相談延長 | |
| 随時 | II . | 随時提供 | |
| | 就労を希望する障害 | | |
| A2 1 | 者、就労中で職場定着 | 登録者累計 1,220人 | |
| | | | |
| | 支援あるいは転職を | 新規就職者数 70人 | |
| | 希望する障害者、特別 | 定着支援対象者数 700人 | |
| | 支援学校卒業者等 | ワクサポ広場 年21回 | |
| | | 知的障害者向け交流会 年2回 | |
| | | | |
| | | 精神障害者向け茶話会 年2回 | |
| | | 発達障害者向け交流会 年1回 | |
| | | P C 講習会 年6回 | |
| 随時 | II . | 生活スキル向上プログラム 年6人 | |
| 令和2年12月頃 | 家族・企業担当者等を含む | 参加者 120人 | |
| | | | |
| 随時 | 区内福祉施設等利用 | 職場体験実習 年55人 | |
| | 者で就職を希望する | | |
| 随時 | 障害者及び施設指導 | 企業見学会 年2回 | |
| h'作 H.立 | | 上来元子云 年2四 | |
| | 員 | | |
| 随時 | 就労等を希望する障害 | 評価実施 40件 | |
| | 者、特別支援学校生 | | |
| ◇和 2年10日년 | ,,, | (試行)宝饰 40世 | |
| 令和2年10月頃 | ll ll | (試行)実施 10件 | |
| | | | |
| | | | |
| 随時 | 事業主 | 100部 | |
| | | | |
| 随時 | | 1,500件 | |
| LYZHU | ず木上 | 1,0001T | |
| A 170 / | = W - | | |
| 令和2年11月頃 | 事業主 | セミナー・情報交換会 年1回 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 事業名 | 事 業 内 容 |
|--------------------|--|
| 障害者就労に関する情報の収集 | 長提供及び普及啓発(第3号事業) |
| 1 広報活動 | (1)ワークサポート杉並だよりの発行 ・障害者雇用支援事業団の活動状況等を紹介する機関紙を定期的に発行することで、情報発信の充実を図る。 |
| | (2)事業団ホームページの運営 ・事業団等の情報を迅速に提供するとともに、様々な事業活動を 掲載するなど内容の充実を図る。 |
| | (3)その他 ·各種イベント等に参加し、事業団のPR活動に努める。 |
| 2 セミナー等の開催 | ・障害者の就労、雇用等をテーマにセミナーを開催し、障害者就労 全般に関する理解を深める。 ・本人、家族向けセミナーの充実と家族交流会の実施【推進プランP.13】 |
| 3 就労情報等の収集 | ・若年層を対象にしたコミュニケーション講座の実施【推進プランP.16】 ・関係機関との連携と区内の事業所や団体との情報交換を行い、 |
| | 障害者の実習や就労等に関する情報を収集する。 |
| 4 障害者就労に関する調査 等 | (1)職域開拓の調査・研究 ・区内企業の職場開拓【推進プランP.15】 ・短時間就労に向けた取り組みの強化【推進プランP.15】 従業員31人以上、45.5人未満の区内企業の雇用状況を労働行政 に対して、情報公開等により調査・把握のうえ、実習場所の開拓、 障害理解の促進等を図る。 (2)利用者を対象とした調査・検討 ・当該年度に就職する障害者の意向調査を行い、より的確な就労 支援、職場定着支援の方法を検討する。 |
| | (3)成人期の発達障害者の職業準備プログラムの連携・協力 ・杉並区が行う成人期の発達障害者支援事業に就労支援の立場から連携及び協力を行う。 |

| 時 期 | 対 象 | 規 模 等 | 備考 |
|---------|---------------------------------|------------------------------------|----|
| | | | |
| 四半期毎 | 障害者施設 · 団体等 | 1回あたり1,400部 × 4回 | |
| 常時 | | 随時更新 | |
| 随時 | 障害者、特別支援学校 生・家族及び一般区民 | 杉並区障害者週間事業 特別支援学校行事 福祉会館まつり等 | |
| 通年 | 障害者·家族、一般区 民、施設関係者等 | ワークサポートセミナー 年1回 本人・家族向けセミナー 年2回 | |
| 通年 | ıı . | 家族交流会 年1回 | |
| 随時 | " | コミュニケーション講座 年2回 | |
| 随時 | 企業、就労支援機関等 | 障害者雇用連絡会議 城南ブロック就労支援連絡会ほか | |
| 随時 | 企業、ハローワーク 就労支援機関、学術 機関、区等 | 区内企業訪問年60社区内企業実習年10社区内企業採用年8社 | |
| 随時 | " | 短時間雇用 年2社 | |
| 四半期毎 | 登録している就職障害 者 | 当該年度に就職した障害者 | |
| 通年(木曜日) | 障害者(発達) | 区、保健センター、相談支援機関等 | |

| 事業名 | 事 業 内 容 |
|-------------------------------------|---|
| 地域における人材育成等、障害 | |
| 1 区内福祉施設等における 就労促進への支援 | (1)区内福祉施設への支援・連携の促進 就職活動をする際に必要となる情報の提供を行う。また、企業担当 |
| | 者を招き区内福祉施設等で就労に向けた助言をしてもらう。 ・施設指導員の就労支援活動をサポート【推進プランP.19】 |
| | (2)特別支援学校等との連携の強化 ・就学中より、担当教員等と連携を図り、学校訪問や採用前の職場実 習に同行する等を行い、登録後のスムーズな定着支援につなげる。 |
| | ・就職する生徒に対する職場定着支援の充実【 推進プラン P.20】 |
| | ・生徒・保護者に対する支援の充実【 推進プラン P.20】 |
| 2 区内関係機関等ネット ワークを活用した支援 | (1)雇用支援ネットワーク会議の実施 ・ネットワーク機能を活用した支援体制作り【推進プランP.21】 支援者向け、障害者向けの企業見学会の実施を含む。 |
| | (2)相談支援機関との連携の強化【推進プランP.21】 ・地域の相談支援機関と連携し、働いていない障害者の就労ニーズを 把握するとともに、事業団の支援内容を理解してもらう。 |
| | (3)医療機関等との連携の強化 【推進プラン P.21】 ・精神、発達障害者等の増加に対応するため、医療従事者や保健福祉 機関との円滑な連携を図る。 |
| | (4)支援困難ケースへの対応力の向上【推進プランP.21】 ・通常の体制では支援が困難なケースについて、医療・福祉関係者等の 専門家による研修やアドバイスを踏まえ、ケース検討を行い職員間の 共有、支援スキルの向上を図る。 |
| 3 研修会への参加及び実施 | ·事業団、区内福祉施設、就労支援機関等の支援者向けに、支援スキルの向上等を目的とした各種研修を行う。 |
| ── 障害者総合支援法に基づく障害 | 者福祉サービス事業(第5号事業) |
| 就労移行支援事業の実施 | (1)利用対象者の安定的確保・就労を希望する障害者の安定的確保に努める。 |
| | (2)訓練プログラムの実施 ·就労関係プログラム |
| | ・施設外活動の利用による訓練プログラム【 推進プラン P.16】 |
| | · 発達障害者支援プログラム【 推進プラン P.16】 |
| | ・就職者によるピアサポート【 推進プラン P.17】 |
| | ・就職者のための同窓会【推進プランP.13】 |
| | ・区内就労移行支援事業所情報連絡会 区内の就労移行支援事業所(計8所)で定期的に情報連絡会を 行い、支援員のスキルの向上、福祉サービスの向上を目指す。 |
| | (3)就労定着支援事業の実施【推進プランP.13】 ・就労移行支援事業所等より就職し、就職後6ヶ月を経過した方 (障害福祉サービス受給者)を対象に、最長3年間、月1回以上の 職場訪問・面談等により定着支援を行う。 |
| | |

| 時 期 | 対象 | 規模等 | 備 |
|------------|---|--------------------------------------|---|
| | | | |
| 随時 | 区内福祉施設の指導 | 随時情報提供 | |
| | 員等 | | |
| | | | |
| | | | |
| 随時 | " | 企業担当者の訪問助言 年2回程度 | |
| 随時 | 特別支援学校等教員、 | 特別支援学校·学級訪問等 7所 | |
| | 生徒·保護者 | | |
| | | | |
| 7) ± n ± | | | |
| 随時 | " | 新規就職予定者に対応 | |
| 7/左口土 | | ↑明説明 今 笙 | |
| | | 訪問説明会等 | |
| 旭时 | 援事業所、福祉施設、 | 十12四 | |
| | 特別支援学校等 | | |
| | | すまいる3所ほか | |
| が行って | 世舌台地域相談支援 センター、特定相談 | A 40 180 141 1911. | |
| | 支援事業所 | | |
| | 文及 事来 们 | | |
| | 医療機関、保健センター | <u> </u> | |
| re-u | 等 | PAZA G | |
| | | | |
| | | | |
| 月1回 | 医療、福祉関係者等 | 随時 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 通年 | 事業団職員、区内福祉 | 対象者 100人 | |
| | 施設等職員 | | |
| | | | |
| N= F | | | |
| 通年 | 就労を希望する障害者 | 見学会の実施、障害者 | |
| | | 施設の訪問ほか | |
| | 就労を希望する障害者 | 利用字号 20.1 | + |
| 迪 士 | 孤力で布置りる牌舌白 | 利用定員 20人 開所日数 年間242日 | |
| | | 利用時間 月~金(祝日・ | |
| | | 利用時間 月~並(枕口) 年末年始を除く) 9:00~16:00 | |
| 通年 | " | 年末年始を除く) 9:00~16:00 施設外活動 数所 | |
| 四十 | | 川田以ノバノロ宝川 女Xパ川 | |
| 通年 | ıı | 発達プログラム 月1回 | |
| 四十 | " | 元年ノロノノム・万「凹 | |
| 1 | 当該就労移行支援事 | ピアサポート 年6回 | |
| 通年 | ᆸᆿᇝᇄᇧᄬᆡᇰᄾᅝᆍ | - / J / N + OE | Ī |
| 通年 | | | |
| | 業を利用し就職した障 | 同窓会 年1回 | |
| 随時 | | 同窓会 年1回 | |
| 随時 | 業を利用し就職した障害者 | | |
| | 業を利用し就職した障 | 同窓会 年1回 連絡会 年6回 | |
| 随時 | 業を利用し就職した障害者 | | |
| 随時 | 業を利用し就職した障害者 医内就労移行支援事業所 | | |
| 随時通年 | 業を利用し就職した障害者 医内就労移行支援事業所 | 連絡会 年6回 利用者 20人 | |
| 随時通年 | 業を利用し就職した障害者 区内就労移行支援事業所 就労移行支援事業の利用に | 連絡会 年6回 利用者 20人 | |

推進プランの達成指標(数値目標)について

事業団の5か年の事業計画である「ワークサポート杉並・事業推進プラン 2019~2023」における達成指標の令和3年度及び令和5年度までの数値目標とこれまで実績及び令和2年度の年次目標値は以下のとおりである。

| | 実紀 | 績及び年次目標 | び年次目標値 推進プラ | | |
|---------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 平成 30 年度 (2018 年度) 実績 | 令和元年度 (2019 年度) 実績(見込み) | 令和 2 年度 (2020 年度) 目標値 | 令和 3 年度 (2021 年度) 目標値 | 令和 5 年度 (2023 年度) 目標値 |
| 就職者数 | 63 人 | 75 人 | 70 人 | 80 人 | 90 人 |
| 職場定着率 | 73.1% | 66.7% | 73.3% | 80% | 85% |
| 新規登録者数 | 102人 | 120 人 | 100人 | 100人 | 100人 |
| 相談件数 | 10,930 件 | 11,000 件 | 11,000 件 | 11,000 件 | 13,000 件 |
| 区内企業訪問 社数 | 25 社 | 15 社 | 60 社 | 60 社 | 60 社 |
| 就労移行支援 事業 利用者就職 率 4 | 76.9% | 90.9% | 70.0% | 85% | 85% |

1 就職者数

事業団の登録者であって、当該年度中に一般企業等へ就職した人数

2 職場定着率

事業団の就労定着支援の対象者で、前年度の4月1日~3月31日の間に一般企業等へ就職した者のうち、12ヶ月経過時点で就労を継続している者の割合

3 相談件数

電話、来所、訪問等で就労相談を受けた延べ件数

4 就労移行支援事業利用者就職率

当該年度の4月1日~3月31日の間に就労移行支援事業の利用を終了した者のうち、

一般企業等へ就職した者の割合

令和2年度

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

収 支 予 算 書

令和2年度 収支予算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

| 科目 | 予算額 | 前年度予算額 | 増減 |
|---------------|-------------|-------------|-----------|
| 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1.経常増減の部 | | | |
| (1)経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| 基本財産受取利息振替額 | 4,383,000 | 4,271,000 | 112,000 |
| 基本財産運用益計 | 4,393,000 | 4,281,000 | 112,000 |
| 受取会費 | | | |
| 団体会員受取会費 | 11,000 | 11,000 | 0 |
| 賛助会員受取会費 | 25,000 | 25,000 | 0 |
| 受取会費計 | 36,000 | 36,000 | 0 |
| 事業収益 | | | |
| 就労移行支援事業収入 | 2,376,000 | 1,795,000 | 581,000 |
| 受託事業収入 | 73,597,000 | 72,826,000 | 771,000 |
| 受取訓練等給付金 | 32,452,000 | 32,416,000 | 36,000 |
| 受取利用者負担金 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 施設外就労業務事業収入 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 事業収益計 | 108,625,000 | 107,237,000 | 1,388,000 |
| 受取補助金 | | | |
| 受取国庫補助金 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 受取区補助金 | 14,650,000 | 14,216,000 | 434,000 |
| 受取区サービス推進費補助金 | 3,588,000 | 3,588,000 | 0 |
| 受取区交通費等補助金 | 1,148,000 | 1,318,000 | 170,000 |
| 受取補助金計 | 19,486,000 | 19,222,000 | 264,000 |
| 雑収益 | | | |
| 受取利息 | 2,000 | 2,000 | 0 |
| 雑収益 | 5,000 | 5,000 | 0 |
| 維収益計 | 7,000 | 7,000 | 0 |
| 経常収益計 | 132,547,000 | 130,783,000 | 1,764,000 |
| (2)経常費用 | , , | · · · | |
| 事業費 | | | |
| 役員報酬 | 5,394,000 | 5,375,000 | 19,000 |
| 給料手当 | 40,404,000 | 40,304,000 | 100,000 |
| 非常勤職員報酬 | 31,592,000 | 32,007,000 | 415,000 |
| 通勤交通費 | 3,078,000 | 2,749,000 | 329,000 |
| 退職給付費用 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0 |
| 福利厚生費 | 290,000 | 312,000 | 22,000 |
| 法定福利費 | 14,844,000 | 13,979,000 | 865,000 |
| 旅費交通費 | 2,273,000 | 2,692,000 | 419,000 |
| 通信運搬費 | 1,292,000 | 1,279,000 | 13,000 |
| 減価償却費 | 374,000 | 62,000 | 312,000 |
| 消耗品費 | 1,483,000 | 1,501,000 | 18,000 |
| 修繕費 | 584,000 | 607,000 | 23,000 |
| 印刷製本費 | 245,000 | 413,000 | 168,000 |
| 燃料費 | 40,000 | 41,000 | 1,000 |
| 光熱水料費 | 1,490,000 | 1,491,000 | 1,000 |
| 賃借料 | 1,375,000 | 1,945,000 | 570,000 |
| 支払保険料 | 868,000 | 797,000 | 71,000 |
| 諸謝金 | 3,117,000 | 3,183,000 | 66,000 |
| 租税公課 | 5,980,000 | 4,793,000 | 1,187,000 |
| 支払負担金 | 786,000 | 797,000 | 11,000 |
| 委託費 | 6,949,000 | 6,905,000 | 44,000 |
| 図書費 | 40,000 | 20,000 | 20,000 |

| | <u>, </u> | | (単位:円) |
|-----------------|--|-------------|-----------|
| 科目 | 予算額 | 前年度予算額 | 増 減 |
| 会議費 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| 訓練奨励金 | 180,000 | 120,000 | 60,000 |
| 支払報酬 | 245,000 | 245,000 | 0 |
| 支払利用者工賃 | 576,000 | 369,000 | 207,000 |
| 外注加工費 | 1,560,000 | 1,212,000 | 348,000 |
| 施設外就労作業工賃 | 100,000 | 120,000 | 20,000 |
| 支払交通費給付金 | 638,000 | 732,000 | 94,000 |
| 支払給食費給付金 | 510,000 | 586,000 | 76,000 |
| 涉外交流費 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| 雑費 | 382,000 | 346,000 | 36,000 |
| 事業費計 | 127,909,000 | 126,202,000 | 1,707,000 |
| 管理費 | | | |
| 役員報酬 | 2,119,000 | 2,114,000 | 5,000 |
| 非常勤職員報酬 | 403,000 | 386,000 | 17,000 |
| 通勤交通費 | 65,000 | 66,000 | 1,000 |
| 福利厚生費 | 14,000 | 13,000 | 1,000 |
| 法定福利費 | 645,000 | 603,000 | 42,000 |
| 旅費交通費 | 11,000 | 16,000 | 5,000 |
| 通信運搬費 | 54,000 | 55,000 | 1,000 |
| 減価償却費 | 16,000 | 0 | 16,000 |
| 消耗品費 | 52,000 | 54,000 | 2,000 |
| 修繕費 | 2,000 | 0 | 2,000 |
| 印刷製本費 | 482,000 | 459,000 | 23,000 |
| 光熱水料費 | 78,000 | 79,000 | 1,000 |
| 賃借料 | 46,000 | 59,000 | 13,000 |
| 諸謝金 | 40,000 | 40,000 | 0 |
| 租税公課 | 72,000 | 72,000 | 0 |
| 委託費 | 351,000 | 347,000 | 4,000 |
| 図書費 | 58,000 | 59,000 | 1,000 |
| 会議費 | 50,000 | 50,000 | C |
| 涉外交流費 | 20,000 | 20,000 | 0 |
| 雑費 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 管理費計 | 4,678,000 | 4,592,000 | 86,000 |
| 経常費用計 | 132,587,000 | 130,794,000 | 1,793,000 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 40,000 | 11,000 | 29,000 |
| 当期経常増減額 | 40,000 | 11,000 | 29,000 |
| 2.経常外増減の部 | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | C |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | C |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | C |
| 当期一般正味財産増減額 | 40,000 | 11,000 | 29,000 |
| 一般正味財産期首残高 | 21,446,167 | 22,497,322 | 1,051,155 |
| 一般正味財産期末残高 | 21,406,167 | 22,486,322 | 1,080,155 |
| 指定正味財産増減の部 | | | |
| 基本財産受取利息 | 4,383,000 | 4,271,000 | 112,000 |
| 一般正味財産への振替額 | 4,383,000 | 4,271,000 | 112,000 |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | C |
| 指定正味財産期首残高 | 502,873,933 | 502,798,938 | 74,995 |
| 指定正味財産期末残高 | 502,873,933 | 502,798,938 | 74,995 |
| 正味財産期末残高 | 524,280,100 | 525,285,260 | 1,005,160 |
| | | | |

令和2年度 収支予算書内訳表

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

| 科目 | 公益目的事業会計 | 法人会計 | 内部取 引消去 | 合 計 |
|---------------|-------------|-----------|------------|-------------|
| 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1.経常増減の部 | | | | |
| (1)経常収益 | | | | |
| 基本財産運用益 | | | | |
| 基本財産受取利息 | 0 | 10,000 | 0 | 10,000 |
| 基本財産受取利息振替額 | 0 | 4,383,000 | 0 | 4,383,000 |
| 基本財産運用益計 | 0 | 4,393,000 | 0 | 4,393,000 |
| 受取会費 | | | | |
| 団体会員受取会費 | 11,000 | 0 | 0 | 11,000 |
| 賛助会員受取会費 | 25,000 | 0 | 0 | 25,000 |
| 受取会費計 | 36,000 | 0 | 0 | 36,000 |
| 事業収益 | | | | |
| 就労移行支援事業収入 | 2,376,000 | 0 | 0 | 2,376,000 |
| 受託事業収入 | 73,597,000 | 0 | 0 | 73,597,000 |
| 受取訓練等給付金 | 32,452,000 | 0 | 0 | 32,452,000 |
| 受取利用者負担金 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| 施設外就労業務事業収入 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| 事業収益計 | 108,625,000 | 0 | 0 | 108,625,000 |
| 受取補助金 | | | | · · |
| 受取国庫補助金 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| 受取区補助金 | 14,368,000 | 282,000 | 0 | 14,650,000 |
| 受取区サービス推進費補助金 | 3,588,000 | 0 | 0 | 3,588,000 |
| 受取区交通費等補助金 | 1,148,000 | 0 | 0 | 1,148,000 |
| 受取補助金計 | 19,204,000 | 282,000 | 0 | 19,486,000 |
| 雑収益 | | • | | · · · |
| 受取利息 | 1,000 | 1,000 | 0 | 2,000 |
| 維収益 | 3,000 | 2,000 | 0 | 5,000 |
| 維収益計 | 4,000 | 3,000 | 0 | 7,000 |
| 経常収益計 | 127,869,000 | 4,678,000 | 0 | 132,547,000 |
| (2)経常費用 | | | | |
| 事業費 | | | | |
| 役員報酬 | 5,394,000 | 0 | 0 | 5,394,000 |
| 給料手当 | 40,404,000 | 0 | 0 | 40,404,000 |
| 非常勤職員報酬 | 31,592,000 | 0 | 0 | 31,592,000 |
| 通勤交通費 | 3,078,000 | 0 | 0 | 3,078,000 |
| 退職給付費用 | 1,200,000 | 0 | 0 | 1,200,000 |
| 福利厚生費 | 290,000 | 0 | 0 | 290,000 |
| 法定福利費 | 14,844,000 | 0 | 0 | 14,844,000 |
| 旅費交通費 | 2,273,000 | 0 | 0 | 2,273,000 |
| 通信運搬費 | 1,292,000 | 0 | 0 | 1,292,000 |
| 減価償却費 | 374,000 | 0 | 0 | 374,000 |
| 消耗品費 | 1,483,000 | 0 | 0 | 1,483,000 |
| 修繕費 | 584,000 | 0 | 0 | 584,000 |
| 印刷製本費 | 245,000 | 0 | 0 | 245,000 |
| 燃料費 | 40,000 | 0 | 0 | 40,000 |
| 光熱水料費 | 1,490,000 | 0 | 0 | 1,490,000 |
| 賃借料 | 1,375,000 | 0 | 0 | 1,375,000 |
| 支払保険料 | 868,000 | 0 | 0 | 868,000 |
| 諸謝金 | 3,117,000 | 0 | 0 | 3,117,000 |
| 租税公課 | 5,980,000 | 0 | 0 | 5,980,000 |
| 支払負担金 | 786,000 | 0 | 0 | 786,000 |
| 委託費 | 6,949,000 | 0 | 0 | 6,949,000 |
| 図書費 | 40,000 | 0 | 0 | 40,000 |

| | 八分口的事業人具 | :+ 1 △ ÷1 | | (単位:円) |
|-----------------|-------------|------------------|------------|-------------|
| 科 目 | 公益目的事業会計 | 法人会計 | 内部取 引消去 | 合 計 |
| △举典 | 合計 | 300 | | 40,000 |
| 会議費 | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 |
| 訓練奨励金 | 180,000 | 0 | 0 | 180,000 |
| 支払報酬 | 245,000 | 0 | 0 | 245,000 |
| 支払利用者工賃 | 576,000 | 0 | 0 | 576,000 |
| 外注加工費 | 1,560,000 | 0 | 0 | 1,560,000 |
| 施設外就労作業工賃 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| 支払交通費給付金 | 638,000 | 0 | 0 | 638,000 |
| 支払給食費給付金 | 510,000 | 0 | 0 | 510,000 |
| 涉外交流費 | 10,000 | 0 | 0 | 10,000 |
| 維費 | 382,000 | 0 | 0 | 382,000 |
| 事業費計 | 127,909,000 | 0 | 0 | 127,909,000 |
| 管理費 | | | | |
| 役員報酬 | 0 | 2,119,000 | 0 | 2,119,000 |
| 非常勤職員報酬 | 0 | 403,000 | 0 | 403,000 |
| 通勤交通費 | 0 | 65,000 | 0 | 65,000 |
| 福利厚生費 | 0 | 14,000 | 0 | 14,000 |
| 法定福利費 | 0 | 645,000 | 0 | 645,000 |
| 旅費交通費 | 0 | 11,000 | 0 | 11,000 |
| 通信運搬費 | 0 | 54,000 | 0 | 54,000 |
| 減価償却費 | 0 | 16,000 | 0 | 16,000 |
| 消耗品費 | 0 | 52,000 | 0 | 52,000 |
| 修繕費 | 0 | 2,000 | 0 | 2,000 |
| 印刷製本費 | 0 | 482,000 | 0 | 482,000 |
| 光熱水料費 | 0 | 78,000 | 0 | 78,000 |
| 賃借料 | 0 | 46,000 | 0 | 46,000 |
| 諸謝金 | 0 | 40,000 | 0 | 40,000 |
| 租税公課 | 0 | 72,000 | 0 | 72,000 |
| 委託費 | 0 | 351,000 | 0 | 351,000 |
| 図書費 | 0 | 58,000 | 0 | 58,000 |
| 会議費 | 0 | 50,000 | 0 | 50,000 |
| 涉外交流費 | 0 | 20,000 | 0 | 20,000 |
| 雑費 | 0 | 100,000 | 0 | 100,000 |
| 管理費計 | 0 | 4,678,000 | 0 | 4,678,000 |
| 経常費用計 | 127,909,000 | 4,678,000 | 0 | 132,587,000 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 40,000 | 0 | 0 | 40,000 |
| 当期経常増減額 | 40,000 | 0 | 0 | 40,000 |
| 2.経常外増減の部 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 40,000 | 0 | 0 | 40,000 |
| 一般正味財産期首残高 | 2,465,849 | 18,980,318 | 0 | 21,446,167 |
| 一般正味財産期末残高 | 2,425,849 | 18,980,318 | 0 | 21,406,167 |
| 指定正味財産増減の部 | | | | · · |
| 基本財産受取利息 | 0 | 4,383,000 | 0 | 4,383,000 |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 4,383,000 | 0 | 4,383,000 |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 502,873,933 | 0 | 502,873,933 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 502,873,933 | 0 | 502,873,933 |
| 正味財産期末残高 | 2,425,849 | 521,854,251 | 0 | 524,280,100 |
| | 2,120,040 | 021,001,201 | | 021,200,100 |
| | | | | |

資金調達及び設備投資の見込を記載した書類(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

- (1) 資金調達の見込みについて 当期中における借り入れの予定はありません。
- (2)設備資金の見込みについて 当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定はありません。